

広島市教育委員会事務 点検・評価報告書

令和 3 年 9 月
広島市教育委員会

目 次

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨	1
2 本市教育委員会における実施方法	1

II 点検・評価結果

1 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務	
(1) 多様で良質な切れ目のない支援に関すること	
ア 放課後等の子どもの居場所の確保	2
(2) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること	
ア 就学援助	6
2 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務	
(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること	
ア 幼児教育の推進	8
イ 学力向上の推進 [重点取組項目]	11
ウ 道徳教育の推進	15
エ 体力向上の推進	16
オ 平和教育の推進 [重点取組項目]	17
カ 特別支援教育の充実	21
キ 中山間地・島しょ部の小・中学校における特色ある教育の推進	27
ク 帰国・外国人児童生徒に係る教育の支援	30
ケ 学校施設の整備	32
コ 学校の情報教育環境整備	37
サ 学校給食の充実	40
(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること	
ア いじめ・不登校等対策の推進 [重点取組項目]	41
イ まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施	47
ウ 子どもの安全対策の推進	48
エ 学校における働き方改革の推進 [重点取組項目]	53
(3) 次代を担う青少年の育成に関すること	
ア キャリア教育の推進	58
(4) 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養に関すること	
ア 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進	59
イ 暴走族・非行防止対策の総合的な推進	64

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要	67
2 聴取した意見	67

(参考)

1 教育委員会の活動状況	
(1) 教育委員会議の開催状況	69
(2) その他の主な活動	73
2 教育委員会事務局・教育機関等組織図	74
3 広島市立学校の児童生徒数等	75
4 図表一覧	76

I 教育委員会事務点検・評価制度の概要

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、教育委員会において、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

2 本市教育委員会における実施方法

(1) 目的

本市の教育行政の充実に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを目的とする。

(2) 対象期間

令和 2 年度とする。

(3) 点検・評価の構成等

ア 点検・評価の構成

(ア) 事務の目的・概要

(イ) 課題等への対応方針

(ウ) 令和 2 年度における管理・執行状況

(エ) 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

イ 重点取組項目

令和 2 年度の重点取組項目としては、広島子どもたちが「心身ともにたくましく思いやりのある人」としてその可能性を最大限に発揮する教育を目指す取組のうち、

(ア) 教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として「学力向上の推進」、

(イ) 「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として「平和教育の推進」、

(ウ) 学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として「いじめ・不登校等対策の推進」、

(エ) 教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として「学校における働き方改革の推進」

を選定する。

なお、重点取組項目については、項目の先頭に「**重**」を表記している。

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

令和 3 年 8 月 13 日（金）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

Ⅱ 点検・評価結果

1 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務

(1) 多様で良質な切れ目のない支援に関すること

ア 放課後等の子どもの居場所の確保

第1 事務の目的・概要

子どもが放課後等に安全に安心して活動し、過ごせる居場所を確保するとともに児童の健全育成を図ることを目的に、次の取組を行う。

1 児童館の整備

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにすることを目的に、小学校区ごとに児童館を整備する。なお、児童館には、遊戯室や図書室などのほか、放課後児童クラブ事業のための専用室を設ける。

2 放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に、児童館のある学区では児童館内等で、児童館のない学区では小学校の余裕教室やプレハブ施設等を利用して、放課後児童クラブ事業を実施する。

3 放課後プレイスクール事業等

児童館未整備学区において、放課後等の小学校の余裕教室等を活用して、地域の大人の見守りにより安全・安心な遊び場を確保し、遊びを通じた体験活動や異年齢間の交流促進など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後プレイスクール事業を実施する。

また、放課後等において、小学校の余裕教室等を活用して、地域との連携・協働による学習支援や様々な体験・交流活動など、児童の健全育成を図ることを目的に、放課後子供教室を実施する。

第2 課題等への対応方針

1 児童館の整備

児童館未整備学区の早期解消に向け、余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費縮減を図りながら、整備ペースの向上に努める。

2 放課後児童クラブ事業

計画的なクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの状況に応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブの設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、様々な手法を検討する。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して積極的な広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、現在実施している研修について、内容の充実に努める。

また、多岐にわたる保護者のニーズに応え、満足度が更に高まるようなサービス向上策を実施しつつ、放課後児童クラブを将来にわたって安定的に運営していくため、令和5年度当初から受益者負担を導入することを目指す。なお、受益者負担の導入に当たっては、経済的理由で

利用困難とならないよう配慮する。

3 放課後プレイスクール事業等

放課後プレイスクール事業については、実施学区数を増やすため、本市ホームページ等を活用して、制度や運営方法の周知に努め、児童館未整備学区における新たな事業の担い手の掘り起こしに努める。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での取組を検証し、他学区への拡大等今後の進め方について検討を行う。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 児童館の整備

5月に原児童館を開館した。また、令和3年度の飯室児童館の開館に向けて建設工事を行ったほか、令和4年度の春日野児童館の開館に向けて実施設計等を行った。(図表1)

加えて、竹屋児童館の建替えに向けて地盤改良工事等に係る実施設計の修正を行った。

また、児童館の整備スケジュールを前倒しするため、余裕教室活用の可否について、小学校長等に聞き取りを行った。

2 放課後児童クラブ事業

7月1日現在で、6学区において利用希望者が受入定員（最大受入可能人数）を上回り、32人の待機児童が生じた。待機児童の解消に向けて、令和3年度も増加が見込まれる利用希望者の受入れに対応するため4クラスを増設したほか、民間放課後児童クラブへの補助により11クラスを増設した。(図表1)

また、指導員の採用試験の実施に際して、市の広報紙や民間求人誌、カラー刷りのチラシ等により広く周知を図ったほか、研修の実施（年17回開催）に際して、アンケート等を参考にして内容を決定するなど、指導員の意見を反映させるように努めた。

更なるサービス向上策については、平成30年11月に実施した保護者アンケートの結果を踏まえ、関係業者や指導員と協議を行いながら、検討を進めた。

3 放課後プレイスクール事業等

放課後プレイスクールについては、5学区（井原、志屋、筒瀬、湯来東及び湯来西）において、52人の登録指導員を配置し、96人の登録児童の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保した。(図表1)

加えて、本市ホームページに制度や運営方法等を掲載するなど、本事業の周知を図り、新たな事業の担い手の掘り起こしに努めた。

また、放課後子供教室については、基町小学校区において、運営主体となっている大学生が小学生向けに本や季節行事等を紹介する新聞を定期的に発行するなどの活動を行った。

【図表 1】放課後等の子どもの居場所の確保に係る実施状況の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
児童館の開館数 (年度末現在)	112 館	114 館	115 館	117 館	118 館
放課後児童クラブ 事業の開設クラス数 (翌年度初日現在)	257 クラス (民間 29 クラス含む)	292 クラス (民間 40 クラス含む)	307 クラス (民間 49 クラス含む)	338 クラス (民間 62 クラス含む)	353 クラス (民間 73 クラス含む)
放課後プレイスクール 事業の実施学区数 (年度末現在)	8 学区	7 学区	6 学区	6 学区	5 学区

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 児童館の整備

(1) 評価

飯室児童館の建設工事及び春日野児童館の実施設計等について、予定どおり完了することができた。なお、飯室児童館については、建築仕様の見直しにより経費縮減を図ることができた。また、竹屋児童館の建替えに向けた実施設計の修正を行った。

(2) 課題

児童館の整備は進んだものの、現在の 3 年に 4 館のペースでは、整備完了までに長期間を要することが課題である。

(3) 対応方針

児童館未整備学区の早期解消に向け、引き続き余裕教室の活用や建築仕様の見直しなどにより経費縮減を図りながら、整備ペースの向上に努める。

2 放課後児童クラブ事業

(1) 評価

令和 3 年度に受入定員の不足が見込まれる学区について、予定どおりクラスを増設することができた。

加えて、指導員の確保に向けて求人情報の積極的な広報を行ったほか、指導員の質の向上に向けて研修内容の充実を図ることができた。

また、サービス向上策について、関係業者や指導員と協議を行いながら、予定どおり検討を進めることができた。

(2) 課題

令和 3 年度に向けて受入定員を拡大したものの、今後も利用率の向上が見込まれること等から、引き続き量的拡大を図る必要がある。そのため、増設場所の確保のほか、指導員の確保及びその質の向上等が課題である。

また、厳しい財政状況の中、多岐にわたる保護者のニーズに応え、満足度が更に高まるようなサービス向上策を実施しつつ、放課後児童クラブを将来にわたって安定的に運営していくことが課題である。

(3) 対応方針

引き続きクラス増設等による量的拡大を図る。クラス増設に際しては、まず、余裕教室を活用することを最優先で検討し、余裕教室の活用が困難な場合には、学区ごとの状況に応じ、早期増設に向けて学校内へのプレハブの設置や公共施設の利用、民間事業者への補助など、

様々な手法を検討する。

加えて、指導員の確保のため、採用試験の実施に際して様々な手法による広報に努めるとともに、指導員の質の向上のため、研修の実施に際してアンケート等の活用により指導員の意見を反映させるなど、内容の充実に努める。

また、多岐にわたる保護者のニーズに応え、満足度が更に高まるようなサービス向上策を実施しつつ、放課後児童クラブを将来にわたって安定的に運営していくため、令和5年度当初から受益者負担を導入することを目指す。なお、受益者負担の導入に当たっては、経済的理由で利用困難とならないよう配慮する。

3 放課後プレイスクール事業等

(1) 評価

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時期休止したが、放課後プレイスクール実施学区において、概ね予定どおり児童の放課後や週末、長期休業日の安全・安心な遊び場を確保することができた。

また、放課後子供教室について、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、学習支援など対面での活動は休止したが、運営主体となっている大学生が小学生向けの新聞を定期的に発行するなど、工夫しながら活動を行うことができた。

(2) 課題

放課後プレイスクール事業については、児童館未整備学区 20 学区のうち、実施している学区は 5 学区にとどまっている。この要因として、地域等に事業の制度や運営方法が十分に知られていないことが考えられることから、制度等の周知を図りつつ、新たな事業の担い手を掘り起こすことが課題である。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での成果を踏まえ、他学区にも取組を拡大していくことが課題である。

(3) 対応方針

放課後プレイスクール事業については、実施学区数を増やすため、本市ホームページ等を活用して、制度や運営方法の周知に努めるなど、児童館未整備学区における新たな事業の担い手の掘り起こしに努める。

また、放課後子供教室については、基町小学校区での取組を検証しつつ、類似の取組を実施している地域団体等に働きかけるなど、他学区への拡大等について検討を行う。

1 全ての子どもが健やかに育つための環境づくりに関する事務 (2) 社会的支援の必要性が高い子どもへの支援に関すること
--

ア 就学援助

第1 事務の目的・概要

就学援助制度は、教育の機会均等の精神に基づき、経済的理由によって就学に支障を来さないよう、小学校及び中学校の児童生徒の保護者に対し、学用品費等の必要な援助を行うことにより、全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにするものである。

第2 課題等への対応方針

就学援助制度の対象者のうち、児童生徒の保護者で生活保護を受けている者（要保護者）に準ずる程度に困窮している者（準要保護者）には、本市独自の認定基準（生活保護基準×係数）により、「生活状態が不安定で、経済的理由により就学困難な状態にある」と認定される者が含まれており、この認定基準の基礎となる生活保護基準が平成元年度のままとされていることや、申請者が負担する社会保険料を二重に考慮する運用（生活保護基準に係数（社会保険料相当 1.13）を乗ずるとともに、審査用所得の算定において、世帯の合計所得額から別途社会保険料等の控除額を差し引く。）となっていることの課題があり、その解消を図るため見直しを行う。

第3 令和2年度における管理・執行状況

認定基準の算定に用いる生活保護基準が、平成元年度（平成8年度に当時の生活保護基準との乖離を是正するため1.014を乗じ時点修正）のままとされており、5年に一度行われる全国消費実態調査のデータを用いて見直される現在の生活保護基準との乖離が生じていることから、直近の令和2年度のものに更新することとした。

また、審査用所得（世帯の総所得から社会保険料等を控除したもの）の算定において、社会保険料については、加入する医療保険制度の違いにより負担額に大きな差があり、これを適切に反映させる必要があることに加え、要保護者に準ずる者とは、要保護者と同程度に困窮している者と解すべきであることから、別途社会保険料等の控除額を差し引く取扱いは継続することとし、生活保護基準に乗ずる係数を「1.13」から「1.0」にすることで重複の解消を図ることとした。

さらに、認定基準の算定に用いる生活保護基準は、現行では生活扶助や住宅扶助、教育扶助の一部（「基準額」、「学級費」）の合計額としているが、困窮の程度の総合的判断をより適切にするために、新たに「学校給食費」、「教材代」、「交通費」を加え、現在、生活保護の要否判定に用いられている教育扶助の全項目を算入するとともに、クラブ活動やボランティアなどの地域活動に要する費用を対象とした「学習支援費」を加え、当該活動の促進や認定基準の充実を図ることとした。

なお、これまで就学援助を受けていた世帯が、今回の見直しにより就学援助を受けられなくなることがあった場合には、経過措置として段階的に減額して支給することとした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

平成31年度（令和元年度）の就学援助申請者の世帯情報（人数、年齢、所得額）により市立学校分の影響額等を試算した結果は図表2のとおりとなり、見直し後の認定率は24.7%（平成31年度（令和元年度）実績比▲1.1%）となった。

認定率は全児童生徒数の4分の1をカバーしており、また政令市の中で最も高く、「準要保護者」への支援としては、適切な制度となっている。

【図表2】認定者数及び影響額の試算

区 分	平成31年度（令和元年度）実績A	見直し後B	差引（B－A）	減少率
認定者数	24,304人	23,244人	▲1,060人	▲4.4%
認定率	25.8%	24.7%	（▲1.1%）	—
支給金額 （国県私立を含む。）	18億6,226万2千円 （18億8,060万9千円）	17億8,032万2千円	▲8,194万円	▲4.4%

2 課題

令和4年度から見直し後の制度を実施するに当たり、教育事務システムを改修する必要がある。

また、就学援助を必要とする家庭に漏れなく支援が行き届くよう、保護者宛てのお知らせや本市ホームページにより、見直し後の制度を広く周知していく必要がある。

3 対応方針

令和4年2月から見直し後の制度による認定事務を開始するため、同年1月までに教育事務システムの改修を着実に進める。

また、対象者や経過措置など制度の内容がわかりやすいお知らせやホームページを作成することで、保護者への周知に努める。

2 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(1) 個に応じたきめ細かな質の高い教育の推進に関すること

ア 幼児教育の推進

第1 事務の目的・概要

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、全ての子どもに対して質の高い幼児教育・保育を行うことができるよう、幼児教育・保育の一体的な質の向上を図ることが必要である。このため、令和2年3月に広島市が策定した「広島市幼児教育・保育ビジョン」の考え方等を踏まえ、幼児教育に係る実践研究を推進するとともに、乳幼児教育保育支援センターによる取組の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

市立幼稚園において引き続き、「幼保小連携」「子育て支援」「特別支援教育」「3歳児保育」についての実践研究を行い、その成果を市内の幼児教育・保育施設及び、小学校に普及する。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組及び市立幼稚園のあり方の検討

「乳幼児教育保育推進体制の充実・活用強化に関する懇談会」において、学識経験者や幼稚園・保育園の関係者などから意見聴取を行いながら、乳幼児教育保育アドバイザー（以下、この項目において「アドバイザー」という。）派遣の拡充や幼稚園教諭・保育士等への研修の充実に取り組む。

また、今後の幼児教育・保育の需要の減少に対応するため、公立園と私立園の役割分担を踏まえ、市立幼稚園の今後のあり方について検討を行う。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 市立幼稚園における研究推進

全市立幼稚園において、「幼保小連携」「子育て支援」「特別支援教育」「3歳児保育」いずれかの実践研究を行い、4園（矢賀、山本、緑井、基町）が実践研究発表を行った。

また、幼保小連携推進園2園（川内、山本）を指定し、隣接する小学校の教諭に幼稚園との兼務発令を行い、幼保小の合同研修や相互参観を行うなど幼稚園・保育園等と小学校の円滑な接続に係る実践研究を行い、オンデマンドによる実践報告を行った。

さらに、3歳児保育研究園3園（基町、落合、船越）を指定し、実践研究を行い、その成果を実践発表会で発表した。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組及び市立幼稚園のあり方の検討

学識経験者、公立の幼稚園及び保育園の元園長、特別支援、衛生管理等の分野に関して専門的な知見を有する者等、計27名をアドバイザーとして委嘱した。市外を含め、派遣依頼のあった全ての幼稚園・保育園等に対してアドバイザーを派遣することで、遊びや生活についての助言等や園内研修、保護者向け講演会など、幼稚園等の実情に即した支援を行った。（図表3～5）

また、より効果的な支援となるよう、業務マニュアルや実践事例集を活用したアドバイザー

の研修を1回、実践発表に基づく意見交換を3回開催し、アドバイザーの資質・能力の向上を図った。

【図表3】アドバイザー派遣回数の推移 (単位：施設、回)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
施設数	28	73	85	132	111
回数	54	182	192	282	234

※ 平成30年度までは、文部科学省の委託事業による幼児教育アドバイザーの派遣回数(平成28年11月に開始)。

※ 令和2年3月1日から5月31日の間は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、派遣を停止した。

【図表4】令和2年度のアドバイザーの施設別派遣回数 (単位：施設、回)

区分	幼稚園		保育園		認定 こども園	小学校	小規模保育 事業所等	その他	計
	公立	私立	公立	私立					
施設数	19	5	40	18	5	1	20	3	111
回数	51	7	71	35	10	1	49	10	234

【図表5】令和2年度のアドバイザーによる支援内容 (単位：回)

区分	遊びや 生活	特別 支援	幼保小 連携	保護者 支援	健康や 保健	危機 管理	園の 運営	計
回数	111	39	2	35	13	17	17	234

市立幼稚園の今後のあり方に関しては、本市では、今後の幼児教育・保育の需要減少に対し、公立幼稚園と私立幼稚園それぞれの特性を踏まえ、私立幼稚園が提供体制の中心を担うことを基本とし、公立幼稚園は、私立幼稚園の取組支援や公益性の観点から実施すべき部分を担うこととしている。市立幼稚園については、この公立幼稚園が担うべき役割を果たしていくための拠点となる園として、19園のうち6園を公立保育園と統合して認定こども園とし、その他の園は、地域ごとの私立幼稚園を含めた需給状況などを考慮しつつ統廃合を進めることを、こども未来局と協議しながら、「広島市幼児教育・保育ビジョン実施方針」(以下、この項目において「実施方針」という。)に定めた。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 市立幼稚園における研究推進

(1) 評価

全市立幼稚園が実践発表会に参加したことにより、教員の資質・能力の向上につながった。

また、幼保小連携については、指定園での実践を通して幼保小の教員・保育士等の相互理解につながるとともに、オンデマンドによる実践発表を多くの教員・保育士等が視聴し、指定園以外でも理解が深まった。

(2) 課題

研究のテーマや内容について、より社会のニーズに対応したものとなるよう、改めて園児の実態を分析し、課題を明確にした上で、研究のあり方について検討する必要がある。

(3) 対応方針

研究のテーマや視点等の見直しについて、市立幼稚園教育研究会と連携し検討を行う。

2 乳幼児教育保育支援センターにおける取組及び市立幼稚園のあり方の検討

(1) 評価

アドバイザーを派遣した幼稚園等(111施設)へのアンケート調査では、106施設(95.5%)から「今後もアドバイザーを活用したい」との回答を得ており、幼稚園等の実情に応じた支援が実施できている。

また、アドバイザーを対象とした研修や意見交換を通して、効果的な支援方法や支援を行う上での留意事項などについて情報共有を図ることで、アドバイザーの資質・能力の向上につながった。

市立幼稚園の今後のあり方については、実施方針において、拠点となる公立認定こども園(以下「拠点園」という。)として公立保育園と統合する園や、統廃合により本市全体の幼児教育の需要減少等に対応する方針を定めることができた。

(2) 課題

外国にルーツを持つ子どもへの対応などの派遣ニーズの多様化を踏まえて、アドバイザーによる支援体制の強化を図るとともに、アドバイザーの資質・能力の更なる向上を図る必要がある。

また、実施方針に基づき、拠点園の運営等に関する方向性や、市立幼稚園の統廃合の進め方について、検討を進める必要がある。

(3) 対応方針

派遣ニーズの多様化に対応できるよう、支援の対象分野の拡大に取り組むとともに、アドバイザーが国・県等が開催する幼児教育・保育関係者を対象とした研修会へ参加することなどにより、資質・能力の向上を図る。

拠点園における幼児教育・保育の内容、施設定員、職員配置等の基本的な考え方等については、こども未来局と連携しながら検討を進める。また、市立幼稚園の統廃合の進め方については、関係団体とも協議を行いながら、具体的な実施方法等の検討を進める。

第1 事務の目的・概要

小学校1年生から小学校4年生までの前期4年間を「学びの基礎づくりと基礎の徹底」の時期と位置付け、基礎的な知識・技能の定着を図るとともに、小学校5年生から中学校3年生までの後期5年間を「思考力・判断力・表現力の向上と発展」の時期と位置付け、児童生徒の基礎学力の向上を図るため、小・中学校の連携・接続の改善、「ひろしま学びの時間」※の実施、小学校の英語専科指導教員配置校及び中学校 ALT 配置校の拡大による英語教育の充実に取り組む。

※ 言語・数理運用科の教材や学び方を活かす時間

第2 課題等への対応方針

1 小・中学校の連携・接続の改善

全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合を減少させるため、各中学校区に設置されている小・中連携教育研究会において、児童生徒の実態を各種調査の分析等を通して把握した上で、教科の指導等に関する研究テーマを定め、年2回以上の小・中合同研究会を行う等、取組の充実を図る。なお、英語教育について、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業づくりができるよう、教員の指導力の向上を図るため、「英語研究チーム」を設置する。

また、「個に応じた指導特別研究校」(1中学校区)を指定し、算数・数学を中心に、確かな理解につながるよう指導方法の工夫や放課後学習等を行った成果を、公開授業研究会等を通して普及に努める。

2 「ひろしま学びの時間」の実施

総合的な学習の時間において探究的な学びを充実させるため、学習計画に「ひろしま学びの時間」を組み込んだ好事例を紹介し、普及する。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

対話的な言語活動に取り組み、英語によるコミュニケーションの場を学校生活の中で意図的に設けることを通して、児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュニケーション能力の育成に努める。また、英語教育特別研究校(1中学校区)を指定し、広島中等教育学校が開発し成果があった英語教育のプログラムに取り組む。さらに、英語教育研究校(4中学校区)を指定し、英語教育特別研究校において成果を上げた取組を試行し、全学校へ普及する。

(2) 小学校「外国語活動」「外国語科」の実施

専門的な知識を有した英語専科指導教員の配置校を増やすとともに、授業力向上に向けた研修会を開催し、英語教育の早期化・教科化に対応する。

(3) 中学校英語指導助手(ALT)の配置校の拡大

コミュニケーション能力の育成に重点を置いた英語指導への転換を図るため、ALTの計画的な配置拡大に努め、生徒が生きた英語に触れる機会を創出する。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 小・中学校の連携・接続の改善

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、全国学力・学習状況調査は実施されないこととなった。

小・中連携教育研究会については、新型コロナウイルス感染症の影響により、合同研究会は計画通りに進めることができなかったが、オンラインで授業観察・協議会を行う等、各中学校区で工夫し実施した。なお、全ての小・中連携教育研究会に「英語研究チーム」を設置し、外国語科の学習内容に係る情報交換を行った。

また、個に応じた指導特別研究校（亀山中学校区）を指定し、算数科・数学科を中心に、少人数指導やティームティーチングにより、定着度の低い児童生徒に支援を行う等、指導方法の工夫や放課後学習等を行い、その成果を周知するため公開研究会を実施した。

2 「ひろしま学びの時間」の実施

小学校2校（広瀬小、石内北小）を探究型の学習研究校に指定し、総合的な学習の時間に「ひろしま学びの時間」を組み込み、探究的な学びを深める実践研究を行い、その成果を周知するため公開研究会を実施した。

3 英語教育の充実

(1) 英語教育研究校の取組

英語教育特別研究校（大塚中学校区）を指定し、先行的に取組を進めた広島中等教育学校が開発した英語教育プログラムに取り組み、その成果を検証するとともに、英語教育研究校（伴中学校区・己斐中学校区・仁保中学校区・矢野中学校区）を指定し、英語教育特別研究校において成果のあった取組を実践し、その成果を周知するため公開研究会を実施した。

(2) 小学校「外国語活動」「外国語科」の実施

英語専科指導教員の配置校を74校から84校に増やすとともに、授業力向上に向けた研修会を開催した。

(3) 中学校英語指導助手（ALT）の配置校の拡大

英語指導助手（ALT）の配置校を20校から36校に増やした。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 小・中学校の連携・接続の改善

(1) 評価

全国学力・学習状況調査を実施できなかったが、「個に応じた指導特別研究校」においては、標準学力調査を活用し、取組の成果を検証した結果、中学校において全国の平均正答率との差が減少し、小学校においては全国の平均正答率を上回る等、学力の定着状況に改善が見られた。これら研究の成果を公開研究会で発表することができた。

また、中学校区において、オンラインによる授業観察・協議会の実施や「英語研究チーム」の設置により、小・中学校の学習内容について相互理解を図ることができた。

(2) 課題

研究の成果を公開研究会で発表したが、参加校が一部に限られることから、全学校に周知する必要がある。また、令和2年度の成果を踏まえ、各学校における児童生徒の実態に応じた具体的な取組を充実させる必要がある。

(3) 対応方針

全国学力・学習状況調査における正答率 30%未満の児童生徒の割合を減少させるため、令和3年度の結果を基に、各中学校区で児童生徒の学力に係る課題を共有し、各学校において課題解決に向けた取組を推進するとともに、各学校において取組の参考とするため、研究会の資料を提供する。

2 「ひろしま学びの時間」の実施

(1) 評価

探究型の学習研究校における取組の成果を、公開研究会で発表することができた。

(2) 課題

取組の成果を公開研究会で発表したが、参加校が一部に限られることから、全学校に周知する必要がある。

(3) 対応方針

全小学校に、改めて、探究型の学習研究校の実践例を周知するとともに、指導主事の学校訪問等で学習計画を基に指導助言を行う。

中学校に探究型授業開発研究校を指定し、「ひろしま学びの時間」の実践研究を行うとともにその成果を全学校に普及する。

3 英語教育の充実

(1) 評価

ア 英語教育研究校の取組

英語教育研究校において、英語授業の改善や英語を使う場の創出、校種間連携の推進に取り組み、英語によるコミュニケーション能力の向上が見られた。また、その成果を公開研究会で発表することができた。

イ 小学校「外国語活動」「外国語科」の実施

英語専科指導教員 54 名を複数校に兼務させるなど工夫し、84 校に配置することができた。更なる指導の充実を図るため学習指導要領に対応した研修会を 3 回開催した。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の配置校の拡大

英語指導助手(ALT)を前年度に比べ 16 校増やし、36 校に配置することができたが、取組目標の 40 校配置は達成できなかった。

(2) 課題

ア 英語教育研究校の取組

英語教育研究校において、英語によるコミュニケーション能力の育成のための先進的な取組を行い、その成果を広く全学校に周知する必要がある。

イ 小学校「外国語活動」「外国語科」の実施

英語専科指導教員の計画的な配置を行うとともに、指導力の更なる向上を図る必要がある。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の配置校の拡大

全学校配置に向け、研究指定校における研究成果を周知徹底していく必要がある。

(3) 対応方針

ア 英語教育研究校の取組

児童生徒の言語や文化に対する理解を深め、聞くことや話すことを中心としたコミュ

コミュニケーション能力を育成するため、英語教育研究校をさらに拡大し、その成果を全学校へ普及する。

イ 小学校「外国語活動」「外国語科」の実施

英語専科指導教員配置校の成果を踏まえ段階的に配置校を拡大する。

ウ 中学校英語指導助手（ALT）の配置校の拡大

生きた英語に触れる機会を通して、英語によるコミュニケーション能力を育成するため、英語指導助手（ALT）配置校を段階的に拡大する。

なお、教育の基本である「確かな学力」の定着につながる取組項目として、「学力向上の推進」を、令和３年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

道徳の教科化を踏まえ、「考え、議論する道徳」の実践を通して児童生徒が自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。

第2 課題等への対応方針

「考え、議論する道徳」をより一層充実させていくため、道徳教育推進校を指定し、指導方法や評価等についての実践研究を行い、研究の成果を全小・中学校に普及させる。

第3 令和2年度における管理・執行状況

市立小学校2校、中学校2校を道徳教育推進校として指定し、ICTを活用した課題提示の方法や振り返りシートの工夫など、指導方法及び評価等について研究を行い、授業公開研究会及び実践発表会（小学校教員77人、中学校教員20人が参加）を通して、その成果を普及した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

道徳教育推進校の取組を授業公開研究会及び実践発表会等で各学校に紹介したことにより、「考え、議論する道徳」の趣旨や指導方法、評価等の基本的な考え方が共有でき、各学校での道徳教育に係る実践研究が活性化した。

2 課題

各学校において、「考え、議論する道徳」を適切に実施するため、推進校における成果を踏まえ、学校ごとの児童生徒の実態に応じ、指導の実践につなげていく必要がある。

3 対応方針

次年度も、道徳教育推進校を指定し、「考え、議論する道徳」の指導方法及び評価等について実践研究を行い、研究の成果を全小・中学校に普及させるとともに、教材を提示する方法や発問などを工夫した事例集を作成・配付し、全小・中学校における指導の実践につなげる。

Ⅱ 体力向上の推進

第 1 事務の目的・概要

体育科・保健体育科の授業等における体力向上に資する取組の効果を検証し、その成果を普及することで、児童生徒の基礎的・基本的な体力、運動能力を向上させ、生涯にわたって運動に親しむ習慣や意欲を育む。

第 2 課題等への対応方針

体力向上推進校を指定し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下、この項目において「全国体力調査」という。）の結果を踏まえ、授業改善による体力向上や休憩時間等を活用した運動の習慣化等の取組を行い、その成果を公開研究会や実践発表会等を通じて普及する。

第 3 令和 2 年度における管理・執行状況

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国体力調査を実施できなかったため、体力向上推進校では、平成 31 年度（令和元年度）に実施した全国体力調査の全国及び広島県平均値と自校の平均値を比較し、課題とした体力要因（筋力、敏捷性、スピード、全身持久力）に係る運動処方や、日常生活で手軽に取り組める運動の指導を授業等で行い、児童生徒の運動に関する意欲の喚起を促した。

さらに、その取組を公開研究会で授業公開するとともに報告書にまとめ、全学校に配付した。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

体力向上推進校における実践研究の成果を、公開研究会で授業公開するとともに、「体力向上推進校実践研究報告書」を全学校に配付したことで、授業改善等の取組を周知することができた。

2 課題

体力向上推進校以外の学校では、体力向上に係る取組内容に差があるため、各学校の課題に応じた計画的な取組を促す必要がある。

3 対応方針

引き続き、体力向上推進校を指定し、自校の課題に応じた体力向上推進計画を基に実践研究を行い、その研究成果をまとめた「体力向上推進校実践研究報告書」を全学校に配付するとともに、その取組を公開研究会や実践発表会等を通じて全学校へ周知し、各学校の課題に応じた計画的な取組を促す。

第1 事務の目的・概要

児童生徒の発達段階に即した平和教育プログラムによる学習を推進するとともに、被爆体験者から直接話を聴く会や、平和を考える集い等の開催などのヒロシマの被爆体験を原点とする学習を進め、平和教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 平和教育プログラムの推進

平成25年度の平和教育プログラム策定・実施から8年が経過しており、社会状況の変化等を踏まえ、平和教育プログラムを改訂することとし、「平和教育プログラム改訂会議」及び「作業部会」を開催し、小・中・高等学校のプログラムの具体的な改訂案を検討し、作成する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

被爆体験の確かな継承のため、各学校において、被爆体験者や伝承者から幼児児童生徒が直接話を聴く機会をつくとともに、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を進める。

3 平和を考える集い等の開催

学校においては、平和記念日の意義についての指導及び8月6日に焦点を当てた平和を考える集い等を開催する。また、各学校の取組が特色あるものとなるよう校長会を通じて周知する。

4 こどもピースサミットの実施

全小学校の6年児童に平和についての意見文に取り組みせ、応募者から意見発表会に出場する20名の児童を選考する。これら20名の児童による「平和への誓い検討会議」を実施し、「平和への誓い」の原案を作成する。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

全中学校から平和メッセージの応募が寄せられるよう、校長会等において周知する。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 平和教育プログラムの推進

学識経験者や学校関係者からなる「平和教育プログラム改訂会議」(2回)及び「作業部会」(3回)を開催し、既存の「平和教育プログラム」の成果と課題を明確にした上で、平和ノートに掲載する題材や資料の一部を見直した改訂素案を作成した。

2 被爆体験を聴く会等の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により制約がある中、78園・校において、被爆体験者や伝承者の話を聴く機会をつくった。また、被爆体験者2名の映像記録をDVD化し、合計26名分となった。(図表6)

【図表6】被爆体験を聴く会等の実施状況(「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
147園・校	161園・校	146園・校	132園・校	78園・校

3 平和を考える集い等の開催

平和記念日の意義について指導する平和を考える集い等を全ての小・中学校で開催した。なお、8月6日の平和記念日に平和を考える集い等を開催した学校は、小学校130校、中学校46校、中等教育学校（前期）1校であった。

4 こどもピースサミットの実施

平和についての意見文は、市立小学校139校、国立小学校1校、私立小学校1校から合計10,895名の応募があった。応募者から意見発表会に出場する20名を選考し、子ども代表2名を選出した。また、選考された20名の児童が参加する「平和への誓い検討会議」を実施し、平和に対する考えや思いを出し合い「平和への誓い」の原案を作成した。（図表7）

【図表7】 こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
作文応募者数 (学校数)	10,622人 (141校)	10,561人 (144校)	10,877人 (144校)	10,916人 (145校)	10,895人 (141校)

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

新型コロナウイルス感染症の影響により発信当日や事前研修等の日程が不確定だったため、平和メッセージは22校、1,653点の応募となった。（図表8）

【図表8】 平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
応募校数	46校	52校	34校	27校	22校
応募点数	2,831点	3,303点	1,630点	1,674点	1,653点

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 平和教育プログラムの推進

(1) 評価

「平和教育プログラム改訂会議」を2回、「作業部会」を3回の計5回開催し、大学教授や平和関連施設代表者、教員からの意見を反映させた小・中・高等学校のプログラムの改訂素案を作成することができた。

(2) 課題

改訂素案に基づき、令和4年度の試行に向けて教材の内容や学習展開等の指導内容を検討する必要がある。

(3) 対応方針

児童生徒が被爆体験を確実に継承し、主体的に発信できるよう、「平和教育プログラム改訂会議」及び「作業部会」を開催し、改訂素案に基づき、教材の内容や学習展開等の指導内容を検討し、改訂案を作成する。

2 被爆体験を聴く会等の開催

(1) 評価

被爆体験を聴く会については、新型コロナウイルス感染症の影響により制約がある中、被

爆体験の確かな継承のため、幼児児童生徒が直接、被爆体験者の話を聴くことができるよう日程や方法を工夫することにより 78 園・校で開催することができた。

また、被爆体験者の証言記録（平和教育アーカイブス）については、計画通り、学校や平和文化センターから情報提供された中から 2 名を選定し、映像記録として DVD 化することができた。

(2) 課題

被爆者の高齢化等により、被爆体験を聴く会の講師の確保が次第に難しくなっていることを踏まえ、被爆体験者の証言を映像として保存する取組を進めるとともに、これまでの映像記録の活用について検討する必要がある。

(3) 対応方針

被爆体験の確かな継承のため、引き続き、被爆体験者の証言を映像記録として保存する取組を進めるとともに、市内外の学校等における映像記録の活用について検討する。

3 平和を考える集い等の開催

(1) 評価

8 月 6 日または学校等が設定した日に平和について考える集い等を開催しており、その中には、児童生徒が全校集会等で学習した内容を発表したり、地域や PTA と連携したりするなど特色ある取組を行った学校もあった。

(2) 課題

各学校等の実態に応じて、児童生徒が主体となった特色ある取組を増やしていく必要がある。

(3) 対応方針

各学校における平和記念日の意義についての指導及び 8 月 6 日に焦点を当てた平和を考える集い等について、児童生徒が主体となった特色ある取組になるよう、好事例を示すなど校長会を通じて指導・助言する。

4 こどもピースサミットの実施

(1) 評価

令和 2 年度の 4・5 月は新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業中のため、各学校での作文指導が困難な状況であったが、応募者数は平成 31 年度（令和元年度）とほぼ同数であり、学校における平和教育の取組として定着している。

(2) 課題

8 月 6 日の「平和への誓い」につながる有意義な取組であるが、今後の被爆者の一層の高齢化を考慮すると、被爆体験の確かな継承のための取組が必要となる。

(3) 対応方針

こどもピースサミットについては、本市の 6 年生児童の取組として定着した有意義な取組であることから、引き続き全校の参加を継続するとともに、平和教育プログラム等を活用することにより、児童が被爆体験を確実に継承し、主体的に発信できるようにする。

5 中学生による「伝える HIROSHIMA プロジェクト」の実施

(1) 評価

選出された 23 人のメッセンジャーは、平和記念資料館の被爆体験伝承者や英語指導助手（ALT）を講師とした研修や、平和記念資料館の見学を行った上で、スピーチ交流会や英語

で平和メッセージを伝える活動を行い、中学生の平和への意識の高揚や英語力の向上を図ることができた。

(2) 課題

参加校数が 3 分の 1 程度にとどまったことから、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の影響以外で参加できなかった理由について、学校への聞き取りを行い、それを踏まえて参加校数を増やす取組を検討する必要がある。

(3) 対応方針

学校から聞き取った内容を踏まえて課題を明らかにし、校長会や研究指定校、英語指導助手（ALT）配置校等と連携し、参加校数を増やす取組を行う。

なお、「平和を希求する心」につながる本市独自の特色ある取組項目として、「平和教育の推進」を、令和 3 年度の重点取組項目とする。

第1 事務の目的・概要

障害のある幼児児童生徒（以下、この項目において「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援の充実を図る。

また、障害の有無やその他個々の違いを認識しつつ様々な人々がいきいきと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の充実を図る。

第2 課題等への対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に必要な知識や技能等を身に付けさせるため、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図る。また、実社会的な社会経験の不足を補い、卒業後の社会的・職業的な自立に資するため、体験的学習や職場実習等の充実を図る。

(2) ICT の利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、タブレット端末の整備を進める。また、教員の ICT 活用能力の向上を図るため、専門家による研修会等を実施する。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。

(2) ICT の利活用の推進

児童生徒の主体的な活動等を支援するため、タブレット端末の未整備校への整備を進める。また、教員の ICT 活用能力の向上を図るため、専門家による研修会等を実施する。

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

発達障害児等を対象とした特別支援教育アシスタントを、障害のある児童生徒等に対象を限定しない学習サポーターに切り替え、特別支援学級及び通常学級の支援を必要とする児童生徒等に学習支援を行う。

4 インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育を推進するため、実践指定校を指定し、研究成果を普及する。

5 医療的ケアの充実

医療的ケアが必要な児童生徒等（以下、この項目において「医療的ケア児」という。）が安心して学校生活を送るため、必要な学校に看護師を配置する。また、看護師がやむを得ず休む場合の対応として業務委託を行い、確実な看護師の配置に努める。

6 巡回相談指導等の実施

幼稚園・学校が児童生徒等の実態に応じた適切な指導・支援を行うことができるようにするため、専門家チーム委員による巡回相談指導の効果的な活用を促す。

7 通級による指導の充実

小・中学校では、児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえて通級指導教室における適切な指導に努める。また、高等学校では、広島みらい創生高等学校に平成 31 年度（令和元

年度) から開設した通級指導について、設置校の全教職員が教育課程や具体的な指導内容等の共通理解を図ることができるよう、研修会等を通じて周知する。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

将来の自立や社会参加に向け、校内で「ことばを使って伝え合う」を研究テーマとし、全教員が授業づくりに取り組んだ。また、清掃作業等の校内実習、職場見学、職場体験実習等を計画的に行った。

(2) ICTの利活用の推進

新たに10台のタブレット端末を整備し(計40台)、学習面や生活面の指導において活用した。また、夏季休業期間中に予定していた専門家による研修会等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、冬季に延期した後、中止した。(図表9)

【図表9】特別支援学校のタブレット端末の配置台数の推移(台)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
22	30	30	30	40

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

学習面や生活面における介助度が高い児童生徒の学級に特別支援学級指導員(小学校248人、中学校80人、計328人)を配置した。また、令和2年度から、特別支援学級に在籍する軽度の障害のある児童生徒への学習支援を学習サポーターが行うようにした。(図表10)

【図表10】特別支援学級指導員の人数の推移(人)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
小学校	222	235	262	263	248
中学校	77	82	88	83	80
合計	299	317	350	346	328

(2) ICTの利活用の推進

新たに60台のタブレット端末を整備し(計316台)、各学級等で学習面や生活面の指導において活用した。また、夏季休業期間中に予定していた専門家による研修会等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、冬季に延期した後、中止した。(図表11)

【図表11】小・中学校特別支援学級(通級含む)のタブレット端末の配置台数の推移(台)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
85	147	201	256	316

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

発達障害児等を対象とした特別支援教育アシスタントを、障害のある児童生徒等に対象を限定しない学習サポーターに切り替え、特別支援学級と通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒等に学習支援を行った。(図表 12)

【図表 12】学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移（人役）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
[肢体不自由] 特別支援教育アシスタント	54	56	57	53	49
[発達障害] 学習サポーター（平成 31 年度 (令和元年度) までは特別支 援教育アシスタント）	347	360	388	393	496
合計	401	416	445	446	545

4 インクルーシブ教育の推進

小学校 10 校、中学校 8 校を実践指定校に指定し、インクルーシブ教育システムの構築に向けて実践研究を行い、その成果についてリーフレットを作成して全学校に配付するとともに、特別支援教育コーディネーター研修で紹介した。

5 医療的ケアの充実

医療的ケア児の在籍する学校に必要な看護師を配置した。また、宿泊学習や看護師の休みへの対応として、訪問看護ステーションと業務委託契約を締結した。(図表 13)

【図表 13】医療的ケアの必要な児童生徒数の推移（人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
小・中学校	9	12	13	11	14
特別支援学校	33	36	39	41	40
合計	42	48	52	52	54

6 巡回相談指導等の実施

巡回相談指導を活用した好事例について校長会等を通じて周知を図り、巡回相談指導の効果的な活用を促した。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の影響で、回数が減少した。(図表 14)

【図表 14】巡回相談指導の実施状況の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
実施園・校数	120 園・校	130 園・校	125 園・校	126 園・校	120 園・校
実施回数	279 回	255 回	251 回	252 回	226 回

7 通級による指導の充実

小学校では 347 人に対し 15 校 31 教室で、また、中学校では 40 人に対し 3 校 3 教室で、通級による指導を行った。また、高等学校では、設置校において通級による指導についての研修

会を行った。(図表 15)

【図表 15】通級による指導を受けている児童生徒数の推移（人）

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
小学校	364	356	357	336	347
中学校	33	34	34	36	40
合計	397	390	391	372	387

第 4 管理・執行状況に関する評価・課題及び対応方針

1 広島特別支援学校の教育の充実

(1) 教育内容の充実

ア 評価

全教員が、統一した研究テーマで授業づくりに取り組んだことにより、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実につながった。また、体験的学習や職場実習等により、生徒の社会的・職業的な自立に向けた意欲の向上につながった。

イ 課題

統一した研究テーマを定めた授業づくりに加え、校内研修会を実施し、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の一層の充実を図るとともに、一人一人の特性を踏まえ、引き続き、継続した体験的学習を行い、社会的・職業的な自立に向けた支援を行う必要がある。

ウ 対応方針

校内授業研究会の取組等を通して、知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえた指導の充実を図るとともに、体験的学習、職場実習及び特別支援学校技能検定などを計画的に実施し、社会的・職業的な自立に向けた取組を推進する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

ICT 機器を活用し、児童生徒の主体的な活動を支援することができた。

イ 課題

今後、すべての児童生徒に一人一台の端末が整備されることから、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

児童生徒の主体的な活動を支援するため、タブレット端末の場面に応じた活用について、校内研修等を通して教員の ICT 活用能力の向上を図る。

2 小・中学校の特別支援学級における指導の充実

(1) 特別支援学級指導員等の配置

ア 評価

常に直接的な身体介助を必要とする児童生徒が在籍する学級に特別支援学級指導員を、比較的軽度の障害のある児童生徒が多数在籍する学級に学習サポーターを配置することができた。

イ 課題

特別支援学級の在籍者は今後も増加が見込まれることから、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置していく必要がある。

ウ 対応方針

引き続き、特別支援学級指導員及び学習サポーターについて必要な人員を確保し、児童生徒の実態に応じて適切に配置する。

(2) ICT の利活用の推進

ア 評価

計画した台数を整備し、児童生徒の主体的な活動を支援することができた。

イ 課題

今後、すべての児童生徒に一人一台の端末が整備されることから、教員の ICT 活用能力の一層の向上を図る必要がある。

ウ 対応方針

児童生徒の主体的な活動を支援するため、タブレット端末の場面に応じた活用について、専門家による研修会等を通して教員の ICT 活用能力の向上を図る。

3 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業

(1) 評価

発達障害児等を対象とした特別支援教育アシスタントを学習サポーターに切り替え、必要な学校に配置することができた。

(2) 課題

学習サポーターに切り替え、特別支援学級に配置した初年度であることから、配置した学校について、実態に応じた適切な支援を行うことができたか検証をする必要がある。

(3) 対応方針

特別支援学級に配置した学習サポーターが具体的にどのような支援を行ったかなどについて、学校に聞き取り等を行い、適切な支援を行うことができたか検証する。

4 インクルーシブ教育の推進

(1) 評価

リーフレットの作成と全学校への配付、特別支援教育コーディネーター研修での指定校の優れた取組の紹介により、研究成果を全学校に普及することができた。

(2) 課題

インクルーシブ教育の推進に向けて、指定校全体の取組を一層充実させるため、それぞれのリーダーとなるべき専任の特別支援教育コーディネーターの実践的な指導力のより一層の向上を図る必要がある。

(3) 対応方針

専任の特別支援教育コーディネーターを対象とした事例研究会等を定期的の実施し、実践的な指導力の向上を図る。

5 医療的ケアの充実

(1) 評価

必要な学校に看護師を配置するとともに、看護師が休む場合の対応として事業者と業務委託契約を締結したことにより、医療的ケア児が安心して学校生活を送ることができた。

(2) 課題

看護師が医師不在の中で児童生徒等の命にかかわる医療的ケアを行うことの不安等があること、勤務内容に応じた処遇となっていないことなどから、看護師の安定的な確保が難しくなっている。

(3) 対応方針

看護師が安心して勤務できるよう、学校医等による相談体制の検討を始めるとともに、処遇改善に向けて関係課と協議し、看護師の安定的な確保に努める。

6 巡回相談指導等の実施

(1) 評価

校長会等を通じて効果的な活用を促したことにより、120 園・校で延べ 226 回の巡回相談指導を実施することができた。

(2) 課題

巡回相談指導の助言内容について、校内での情報共有や定期的な支援の見直しが不十分な学校がある。

(3) 対応方針

今後、専門家チーム委員による指導助言の情報共有や定期的な支援の見直しの好事例について、校長会等を通じて周知し、適切な指導・支援につなぐ。

7 通級による指導の充実

(1) 評価

小・中学校では、児童生徒の障害の状態や保護者のニーズを踏まえた適切な指導ができた。また、高等学校では、設置校である広島みらい創生高等学校において、通級による指導の仕組みについて教職員に周知することができた。

(2) 課題

小学校で通級による指導を受け、中学校でも継続を希望する生徒が増えており、現在の教室数では対応が難しくなっている。また、広島みらい創生高等学校では、通級による指導が効果的な生徒を見極める教職員の力が十分についていない。

(3) 対応方針

中学校通級指導教室について、増設も含め今後の対応について検討を行う。また、広島みらい創生高等学校では、通級による指導の周知や指導が効果的な生徒を見極める教職員の力を育成する研修等を計画的に実施する。

第1 事務の目的・概要

中山間地・島しょ部の地域活性化における学校の重要性に鑑み、似島・戸山・阿戸の各小・中学校を小中一貫教育校とし、地域の特性を生かした魅力ある教育を展開する学校づくりを進める。

第2 課題等への対応方針

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

義務教育9年間を一体とした教育を推進するため、教育課程を計画し実施する。

2 児童生徒の地域への愛着や誇りの醸成

児童生徒の地域への愛着や誇りを育み、広島のまちづくりの担い手として貢献する態度を育てるため、地域の歴史や伝統、生活文化、地域資源を活用して学習する独自教科「ふるさと科」を設定する。

3 多様な考え方、価値観の交流

いずれも小規模校であることから、多様な考え方や価値観に触れることができるようにするため、遠隔授業システムを整備・活用し、他校との交流授業を行う。

4 通学区域外の児童生徒の募集

できるだけ多くの通学区域外の児童生徒が、特色ある教育を展開する小中一貫教育校に就学することができるよう広報を行う。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

義務教育9年間を前期（4年）、中期（3年）、後期（2年）に区分し、区切りごとに重点的に指導する内容を定め、小学校高学年に相当する中期で、中学校の教員による教科担任制等を小学校に導入した。

2 児童生徒の地域への愛着や誇りの醸成

地域の歴史や伝統、生活文化、地域資源を活用して学習する独自教科「ふるさと科」を設定し、全学年で実施した。（図表16）

【図表16】各学校の「ふるさと科」の取組内容

校 名	実 施 内 容
似島小中一貫教育校	・魚釣り ・みかん狩り ・登山 ・カヌー ・ローボート ・バウムクーヘンづくり 等
戸山小中一貫教育校	・米作り ・田楽ばやし ・戸山 ESD 学習（防災学習・地域の産業学習・老人福祉施設の訪問）等
阿戸小中一貫教育校	・芝桜プロジェクト ・ホテルの飼育 ・しめ縄づくり ・農業体験 等

3 多様な考え方、価値観の交流

各校のコンピュータ教室に、交流授業を実施できるテレビ会議の環境を整え、交流に向けた準備を進めた。

4 通学区域外の児童生徒の募集

リーフレット、ポスター、広報紙、ホームページ等で転入学の募集をするとともに、各学校

での説明会を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

小学校高学年に相当する中期で、中学校の教員を活用した教科担任制を導入したことから、小学校と中学校の教員が義務教育9年間で育てる子ども像を共有し、それぞれの指導法の良さを生かしながら指導を行う体制を整えることができた。

(2) 児童生徒の地域への愛着や誇りの醸成

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部計画通りではなかったが、地域を題材とした独自教科「ふるさと科」を、地域の協力を得ながら実施することができた。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

交流授業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、取組に向けた準備の時間を確保できず、実施できなかった。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

広報紙等で転入学の募集をし、学校説明会を行った結果、令和3年度当初からの通学区域外転入学者は、戸山小中一貫教育校が4名（中学校1年3名、3年1名）、いきいき体験オープンスクールを実施している似島小中一貫教育校が14名（小学校1年2名、3年1名、4年1名、中学校1年10名）となった。

2 課題

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

小学校と中学校の教員が義務教育9年間で育てる子ども像を共有し、それぞれの指導法の良さを生かしながら指導を行う体制づくりを着実に進める必要がある。

(2) 児童生徒の地域への愛着や誇りの醸成

独自教科「ふるさと科」において、義務教育9年間の中で育成する資質・能力を明確にした上で、取組を進める必要がある。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

他校との交流授業の準備を進め、年度内に実施できるようにする必要がある。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から登校する児童生徒の増加に向け、広報を工夫する必要がある。

3 対応方針

(1) 小中の接続を円滑に進めるための取組の推進

小学校と中学校の教員が義務教育9年間で育てる子ども像を共有し、学級担任制の小学校、教科担任制の中学校、それぞれの指導法の良さを生かしながら指導を行う体制づくりを着実に進める。

(2) 児童生徒の地域への愛着や誇りの醸成

独自教科「ふるさと科」の指導計画について、各活動のねらいを明確化、体系化する等、児童生徒の育成するべき資質・能力が義務教育9年間を通じて着実に身に付くよう改善を図る。

(3) 多様な考え方、価値観の交流

交流授業に向けてテーマや内容を具体的に検討し、年度内に他校との交流授業を確実に実施する。

(4) 通学区域外の児童生徒の募集

通学区域外から通学する児童生徒数を増やすため、広報紙での掲載に加え、幼稚園や保育園、小学校や中学校にリーフレットを配付する等、保護者に広く周知する。

第1 事務の目的・概要

日本語指導を必要とする児童生徒が増加傾向にあるため、市立小・中学校に在籍する帰国・外国人児童生徒等に対し、日本語指導を主とした基礎的な学力補充を行う日本語指導体制を充実させる。また、円滑に学校生活を送ることができるようにするために、帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言を行う。

第2 課題等への対応方針

1 日本語指導体制の充実

日本語指導を必要とする帰国・外国人児童生徒が多く在籍する小学校 4 校（白島小・基町小・東浄小・竹屋小）、中学校 2 校（幟町中・国泰寺中）に日本語学習教室を設置し、日本語指導講師等が個に応じたきめ細かな日本語指導を行う。

日本語学習教室を設置していない学校については、依頼のあった学校へ日本語指導協力者を派遣し、児童生徒の学力補充を行う。

また、日本語指導コーディネーターを、日本語学習教室設置校や依頼のあった学校へ派遣し、児童生徒の実態把握や適応指導、指導方法について助言を行う。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

保護者や教職員から進路指導や生活指導などについて専門的な見地からの助言を求められた際に、教育相談員が訪問し助言を行う。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 日本語指導体制の充実

日本語学習教室に在籍する児童生徒が増加傾向にある白島小学校に2名、竹屋小学校に1名の日本語指導担当講師を増員し、きめ細かな日本語指導を行った。日本語学習教室を設置していない学校については、依頼のあった小学校59校、中学校20校の全ての学校に日本語指導協力者を訪問させ、日本語指導を主とした基本的な学力補充を行った。（図表17）

また、日本語指導コーディネーターを日本語学習教室設置校に5校35回、依頼のあった学校に10校13回派遣し、児童生徒の実態把握や適応指導、指導方法について助言を行った。

【図表17】日本語指導協力者の訪問を受けた児童生徒数と訪問回数の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
学校数	65校	71校	71校	77校	79校
児童生徒数	125名	132名	139名	151名	165名
訪問回数	4,218回	4,649回	4,556回	5,003回	5,306回

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

依頼のあった小学校1校（1回）、中学校6校（21回）を訪問し、進路指導や生活指導について教員や保護者に対する相談活動を行った。（図表18）

【図表 18】教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
訪問校数	4 校	1 校	3 校	6 校	7 校
訪問回数	8 回	5 回	11 回	9 回	22 回

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 日本語指導体制の充実

(1) 評価

日本語学習教室において、日本語指導講師等による個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、依頼のあった全ての学校に日本語指導協力者を派遣し、個別に日本語の基礎的内容等の指導を行うことができた。また、日本語指導コーディネーターを派遣し、指導の改善、充実につなげることができた。

(2) 課題

今後、日本語指導が必要な児童生徒の増加が見込まれるが、日本語指導コーディネーターが拠点校の基町小学校に 1 名しかいないため、随時対応するのが難しい。

また、日本語学習教室設置校においては、講師の配置に限りがある中、学校での受入体制を充実させ、組織的・計画的に日本語指導を行うことができる体制をつくる必要がある。

さらに、個別の指導計画については、個に応じたきめ細かなものになっていないことから、充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

増加する日本語指導が必要な児童生徒に対応するため、これまで拠点校の基町小学校に 1 名配置されていた日本語指導コーディネーターを増員し、日本語指導体制の充実を図る。

また、日本語指導コーディネーターの助言のもと、個別の指導計画の充実を図り、計画を基に担任と日本語指導協力者が協力し指導を行う体制をつくるよう各学校に指導・助言する。

2 帰国・外国人児童生徒等の保護者や教職員への相談活動や助言

(1) 評価

依頼のあった全ての学校に教育相談員を訪問させ、教職員や保護者、本人に対して相談活動を行い、入試制度や手続等について助言を行った。

(2) 課題

教育相談員の活用については、7 校 22 回にとどまっており、進路指導や生活指導における教育相談員の活用について、学校等への周知を図る必要がある。

(3) 対応方針

中学校だけでなく、各幼稚園・小学校でも教育相談員の活用を広げるため、教育相談員訪問制度の周知を校長会等で行う。

第1 事務の目的・概要

1 施設環境の整備

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として良好な教育環境を確保するとともに、地震などの災害発生時には地域の避難所としての役割を果たすことから、安全・安心な施設環境の実現を図る必要があるため、学校施設の耐震化、空調設備の整備、トイレの洋式化等に取り組む。

また、児童生徒の増加が続いている広島特別支援学校について、教室の増設に併せ、職業教育の一層の充実の必要性を踏まえて、高等部の校舎増築に取り組む。

2 施設の老朽化対策

学校施設の多くが建築後 30 年以上経過して老朽化が進行している中、良好な教育環境を維持するため、学校からの整備要望等により、外壁、屋上防水、グラウンドなどの改修工事や、雨漏り、給排水管の破損などの修繕に取り組む。

とりわけ外壁の剥落は、人命に関わる極めて重大な事故となり得ることから、危険性をあらかじめ除去するため、予防保全として計画的な改修に取り組む。

また、今後、老朽化した学校施設の改築等の時期が一斉に到来するため、計画的な老朽化対策を実施する必要がある、中長期的な維持管理・更新等に係る財政負担の軽減・平準化を図りながら、学校施設に求められる機能や性能を確保していくことを目的に、「広島市学校施設長寿命化計画」を策定した上で、計画に基づいたリニューアル改修や大規模改修等に取り組む。

第2 課題等への対応方針

1 施設環境の整備

(1) 校舎等の耐震化については似島学園小・中学校の工事中の 1 棟を令和 2 年度に完了する。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化として、窓ガラスの飛散防止対策、照明灯やバスケットゴール、バトン等の落下防止対策を引き続き行い、令和 2 年度に完了する。

(2) 空調設備の整備については、小学校の「ふれあいひろば」及び中学校の「少人数指導のための教室」への整備を令和 2 年度に完了する。

(3) トイレの洋式化については、令和 2 年度末の洋式化率を 50%とする目標の達成に向け、着実に取り組む。

(4) 広島特別支援学校の校舎増築については、基本設計・実施設計を関係課等と連携を図り、着実に取り組む。

2 施設の老朽化対策

(1) 学校からの整備要望等に対し、必要性や緊急度を考慮して、優先度の高い箇所から改修工事等に取り組む。

また、外壁改修については、平成 28 年度に実施した学校施設の法定点検の結果に基づき計画した工事に着実に取り組むとともに、平成 31 年度（令和元年度）の法定点検の結果に基づき工事を実施する対象校の選定を行う。

(2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、学校施設の実態等を踏まえ、令和 2 年度に計画を策定する。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 施設環境の整備

- (1) 校舎等の耐震化については似島学園小・中学校の1棟の工事を完了した。

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化として、窓ガラスの飛散防止対策を30校、照明灯の落下防止対策を50校、バスケットゴールの落下防止対策を36校、バトン等の落下防止対策を16校、それぞれで実施した。

さらに、非構造部材である建具のうち、校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠について、地震時の揺れに追従し落下しにくいアルミ製窓枠へと改修する耐震化を、令和3年度から令和7年度までの5年間で14校を対象に取り組むこととした。

- (2) 空調設備の整備については、小学校の「ふれあいひろば」は105校112教室、中学校の「少人数指導のための教室」は24校52教室への整備を完了した。

- (3) トイレの洋式化については、80校743個の改修を完了したが、計画していた1校26個の改修は完了することができなかった。

また、令和2年9月に公表された国の学校トイレ洋式化率調査の結果において、全国平均（令和2年9月時点の小中学校で57.0%）が本市の洋式化率（同47.7%）を上回っていたことから、継続してトイレの洋式化に取り組むこととし、洋式化率を市全体で60%とした場合の洋式大便器1個当たりの使用児童生徒数15人を、超えている学校125校を対象校に選定した。

- (4) 広島特別支援学校の校舎増築については、基本設計を完了させ、実施設計に着手した。

2 施設の老朽化対策

- (1) 学校からの整備要望等に対し、屋上防水やプール、空調などの改修工事及び雨漏りや給排水管の破損の修繕などを、幼稚園82件、小学校1,361件、中学校616件、高等学校215件、広島特別支援学校20件の合計2,294件実施し、これに要した経費は総額12億6,843万6千円となった。（図表19）

また、外壁改修については、9校の工事を計画し、4校を実施するとともに、平成31年度（令和元年度）の法定点検の結果に基づき工事を実施する対象校の選定に着手したものの、決定には至らなかった。

- (2) 「広島市学校施設長寿命化計画」については、学校種や地域区分ごとの整備の基本的方針、リニューアル改修や大規模改修等の整備内容、整備時期、事業費の見込み等をまとめ、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画を策定するとともに、計画に基づき実施する大規模改修やエレベーター改修、空調改修の対象校を選定した。

【図表19】学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
件数	2,664件	2,560件	2,300件	2,293件	2,294件
経費	11億2,504万2千円	12億2,768万5千円	11億3,207万4千円	9億3,415万円	12億6,843万6千円

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 施設環境の整備

- (1) 評価

ア 校舎等の耐震化については似島学園小・中学校の1棟の工事を完了したことにより、計画していた全ての対象校の耐震化を完了した。(図表 19)

また、屋内運動場の非構造部材の耐震化については、計画していた全ての対象校で、窓ガラスの飛散防止対策、照明灯やバスケットゴール、バトン等の落下防止対策を完了した。

さらに、非構造部材の耐震化の対象を校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠へ拡大し、安全・安心な施設環境の一層の実現に向けて取り組むこととした。

イ 空調設備の整備については、計画していた全ての対象校で、小学校の「ふれあいひろば」及び中学校の「少人数指導のための教室」への整備を完了し、良好な教育環境の充実を図ることができた。

ウ トイレの洋式化については、入札不調に伴う工事着手の遅れにより1校26個の改修を完了することができなかったが、令和2年度末の洋式化率を目標どおり50%以上とし、良好な教育環境の充実を図ることができた。(図表 20)

また、継続して令和3年度から令和5年度までの3年間で125校を対象に洋式化することとし、良好な教育環境の一層の充実に向けて取り組むこととした。

エ 広島特別支援学校の校舎増築については、製菓実習室と接客実習を行うショップを1階に配置し、実際の集客を意識した教室配置とするなど職業教育の充実を踏まえた基本設計を行うことができた。一方、校舎増築の工法検討に必要な建設予定地の地質調査業務に日時を要したことにより、実施設計を完了させることができなかった。

【図表 20】学校施設の構造体の耐震化・トイレ洋式化の実績の推移

区 分	～平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度 (令和元年度)		令和 2 年度	
	しゅん 竣工	耐震化・ 洋式化率	竣工	耐震化・ 洋式化率	竣工	耐震化・ 洋式化率	竣工	耐震化・ 洋式化率	竣工	耐震化・ 洋式化率
耐震化	棟 333	% 98.7	棟 0	% 98.7	棟 3	% 99.1	棟 5	% 99.9	棟 1	% 100.0
洋式化	個 —	% 31.1	個 207	% 32.9	個 698	% 39.1	個 775	% 45.7	個 743	% 52.0

1 令和2年4月1日現在、耐震化の対象は、校舎292棟、屋内運動場47棟、合計339棟である。耐震化率は、新耐震基準で建設されるなど耐震性能が確保されている362棟と各年度に竣工した棟数の累計を分子とし、総棟数701棟を分母として算出している。なお、分子及び分母の棟数は、久地小閉校（平成31年度（令和元年度）末）や増減築などによる変動があるため年度ごとに異なる。

2 トイレの洋式化の対象は、校舎・屋内運動場にある男女及び多目的トイレで、洋式化率は、洋式大便器数を分子とし、総大便器数を分母として算出している。なお、分子及び分母の大便器数は、久地小閉校や増減築による変動があるため年度ごとに異なる。

(2) 課題

ア 非構造部材の耐震化については、校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠の改修（対象校14校）を令和3年度から令和7年度までの5年間で計画どおり着実に取り組む必要がある。

イ 空調設備の整備については、空調が未設置の特別教室や屋内運動場等への整備は、施設環境の向上に有用である一方、整備には多額の事業費を要し、中長期的な財源措置が必要となるため、今後の対応方針を慎重に検討する必要がある。

ウ トイレの洋式化については、残る1校26個の改修を完了させるとともに、令和3年度から令和5年度の3年間で継続して取り組むこととした学校（対象校125校）の洋式化

に、計画どおり着実に取り組む必要がある。

エ 広島特別支援学校の校舎増築については、計画どおりの令和 6 年度中の供用開始を目指し、早期に実施設計を完了し、その後直ちに、工事発注に向けた調整を関係課等を行う必要がある。

(3) 対応方針

ア 非構造部材の耐震化については、校舎及び屋内運動場の外部に面して設置されている鋼製窓枠の改修を令和 3 年度に予定している 6 校の工事を完了するため、適切に進行管理を行い、着実に取り組む。

イ 空調設備の整備については、国の財源措置の動向や他都市の整備状況の情報収集に努める。

ウ トイレの洋式化については、残る 1 校 26 個の改修を完了させるとともに、令和 3 年度に改修を計画している 43 校 228 個の早期発注に努め、着実に取り組む。

エ 広島特別支援学校の校舎増築については、7 月末に実施設計を完了し、その後、事業費見込みを踏まえ、仕様等の設計内容の精査を関係課等と調整し、増築工事の発注を行う。

2 施設の老朽化対策

(1) 評価

ア 学校からの整備要望等に対して計画的な改修工事等を実施するとともに、特に雨漏りや給排水管の破損など緊急度の高い箇所に対しては早急に対応し、良好な教育環境の維持を図ることができた。

また、外壁改修については、騒音が発生したり教室の換気ができなくなったりすることから夏季の長期休業期間中に行う計画としていた校舎の工事（5 校）が、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業に伴い夏季の長期休業期間が短縮され、期間中の工事完了が見込めなくなり実施できなかった。一方、屋内運動場の工事（4 校）は、計画どおり実施できた。また、平成 31 年度（令和元年度）の法定点検の結果、外壁が劣化していると判断された学校数が多く、現地視察に日時を要したため、対象校の選定に至らなかった。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、計画を策定し、学校種や地域区分ごとの整備の基本的方針、リニューアル改修や大規模改修等の整備内容、整備時期、事業費の見込み等を示すとともに、計画に基づいた大規模改修やエレベーター改修、空調改修に取り組むこととした。

(2) 課題

ア 学校施設の老朽化が進行する中、限られた予算で効率的・効果的な対策を行うため、日々の適切な維持管理の徹底と改修工事等に、今後も着実に取り組む必要がある。

また、外壁改修については、令和 3 年度に計画している 5 校（令和 2 年度に実施できなかった 2 校を含む）の工事を完了するとともに、平成 31 年度（令和元年度）の法定点検の結果に基づき令和 4 年度以降に工事を実施する対象校を選定（令和 2 年度に実施できず後年度送りとなっている 3 校を含む）する必要がある。さらに、工事を計画どおりに実施できるよう長期休業期間以外での施工の可能性も検討する必要がある。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、実施を決定した大規模改修やエレベーター改修、空調改修に着実に取り組むとともに、計画に基づく老朽化対策を推進するため、

建築後 20 年から 39 年を経過した学校の中からリニューアル改修を行う対象校を選定する必要がある。

(3) 対応方針

ア 引き続き学校からの整備要望等に対して、必要性や緊急度を考慮して計画的な改修工事等に着実に取り組む。

また、外壁改修については、令和 3 年度に計画している 5 校の工事を完了するため着実に取り組むとともに、令和 4 年度以降に工事を実施する対象校の選定のため、早期に現地視察等を行い、優先度の整理を行う。さらに、関係課等と連携し、施工中の換気方法など学校運営に影響が少ない施工方法を検討する。

イ 「広島市学校施設長寿命化計画」については、令和 3 年度に計画している大規模改修の実施設計 8 校やエレベーター改修の実施設計 2 校、工事 2 校、空調改修の工事 6 校の設計や工事に着実に取り組む。また、リニューアル改修を行う対象校を選定するとともに、他都市の事例調査や関係課等と連携の上、リニューアル改修の詳細な整備内容の検討を行う。

第1 事務の目的・概要

個別最適な学びの推進等を図るため、児童生徒 1 人 1 台端末の整備など学校の情報教育環境整備に取り組む。

第2 課題等への対応方針

子どもたち一人一人の特性や学習到達度等に応じた個別最適な学びの推進、多様な意見を共有しつつ合意形成を図るなどの協働的な学びの推進、校務の一層の効率化などによる学校における働き方改革の推進、学校で学びたくても学べない子どものための遠隔・オンライン教育の活用など、学校教育活動のあらゆる場面で ICT の利活用が求められており、こうした利活用を快適かつ安心・安全に行えるようにするための学校の情報教育環境整備として、児童生徒 1 人 1 台端末の整備、高速大容量の通信ネットワーク整備、大型提示装置の更新等を計画的に進める。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 児童生徒 1 人 1 台端末の整備

文部科学省が令和元年12月に掲げた「GIGA スクール構想」に基づく国の補助金を活用して、義務教育課程の全学校で使用するタブレット端末を年度内に購入することとし、令和3年3月末までに10万4,146台の納品を受けた。

2 高速大容量の通信ネットワーク整備

「GIGA スクール構想」に基づく国の補助金を活用して、全学校（幼稚園、校内 LAN 高速化済みの広島特別支援学校及び広島みらい創生高等学校を除く。）について、校内のネットワーク機器等の更新や普通教室及び特別教室への無線 LAN 環境の整備を令和2年度中に終えることとし、作業を進めた。

3 大型提示装置の更新

平成21年度に各学校の普通教室に導入した大型提示装置（50 インチデジタルテレビ）が、修繕部品のメーカー保管期間を経過し、修繕ができない状況となっていることから、令和2年度から3か年計画で電子黒板に更新することとし、その初年度に当たる令和2年度は、空き教室などの更新作業のためのスペースが確保できる、比較的更新が行いやすい学校を中心に、小学校は73校1,010台、中学校は40校565台、合計113校1,575台の更新を行った。

4 端末等を活用した授業の実施に向けた支援

教員向けに操作体験用のタブレット端末2～3台を各学校に配付するとともに、端末や電子黒板の操作方法を動画で学べる e ラーニングサイトを開設した。

また、端末を活用した授業づくりに関する実践研究を情報教育推進校3校で行い、その成果について公開研究会等を通じて普及を図った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 児童生徒 1 人 1 台端末の整備

(1) 評価

義務教育課程の全学校で使用するタブレット端末を、予定どおり令和 2 年度中に購入することができた。

(2) 課題

タブレット端末を授業で使えるようにするためには、端末と無線 LAN との接続設定や安全な通信を行うための設定など、端末本体の設定作業が必要であり、早期に全台の設定を終える必要がある。

(3) 対応方針

全学校において令和 3 年中の端末活用を図るため、通信回線の高速化が完了する令和 3 年 12 月頃までに全台の端末設定を完了させる。

2 高速大容量の通信ネットワーク整備

(1) 評価

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に整備作業を中断せざるを得なかったことなどから、一部の学校については整備の完了が令和 3 年 4 月末となったが、概ね予定どおり整備を終えることができた。

(2) 課題

児童生徒 1 人 1 台端末環境において、快適かつ安心・安全な高速大容量の通信を行えるようにするため、データセンター側のセキュリティ機能の増強を図るとともに、学校とデータセンター間の通信回線の高速化に早期に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

無線 LAN への不正アクセスを防ぎ情報漏えいを防止するなど、データセンター側のセキュリティ機能増強を行った上で、学校とデータセンター間の通信回線を既存の 200Mbps からその 5 倍である 1 Gbps へと高速化するための作業を、令和 3 年 9 月以降、12 月頃にかけて、学校毎に順次実施する。

これと並行して、学校の情報教育環境の基盤である教育委員会情報ネットワークシステム全体の構成を見直し、通信のさらなる安定化を図るとともに、学校における働き方改革に資するよう、システム利用に係る効率化・自動化ツール（RPA）や、児童生徒の欠席連絡をインターネットで受け付けるシステムの導入等について検討を進める。

3 大型提示装置の更新

(1) 評価

電子黒板への更新を予定どおり進めることができた。

(2) 課題

令和 3 年 12 月末までには全学校でインターネットに接続して端末を活用した授業を開始する予定であることから、電子黒板への更新を早期に行う必要がある。

(3) 対応方針

義務教育課程の全学校及び特別支援学校の全学年の更新をできるだけ早期に完了させる。

高等学校は、更新対象となる現在の大型提示装置の設置・利用状況が義務教育課程の学校とは異なることから、学校毎の現状や要望等を踏まえて令和 3 年度中に更新の方向性を整理する。

4 端末等を活用した授業の実施に向けた支援

(1) 評価

教員がタブレット端末や電子黒板の操作を体験・学習できる環境を整備し、端末を活用した授業づくりに関する実践研究を行うことができた。

(2) 課題

端末等を活用した授業の円滑な実施に向けて、教員への支援を一層充実させる必要がある。

(3) 対応方針

タブレット端末の活用や管理に関する手引きの作成・配付、授業での効果的な端末活用等に関する研修の実施、端末等を活用した授業づくりに関する実践研究の充実などを図る。

また、ICTに関する知識・経験を有する支援員（GIGA スクールサポーター）が各学校を巡回し、端末を初めて授業で活用する際の支援のほか、ネットワークや機器に関するトラブル対応等を行う。

第1 事務の目的・概要

本市では、市立の小学校、中学校、広島中等教育学校前期課程及び特別支援学校の児童生徒に対して、学校給食を自校調理方式（自校調理校の給食調理場で調理したものを近隣の学校に提供する「親子方式」を含む。）、給食センター方式、選択制のデリバリー方式のいずれかで実施している。

このうち、中学校の大半で実施している選択制のデリバリー方式については、残食率が高く申込率も年々低下しており、また、自校調理方式とセンター方式については、施設の老朽化が進んでいることから、それぞれに早急な対応が必要になっている。

こうした複数の課題を総合的に解決し、より安全でより効率的かつ持続的に給食を提供するため、給食提供体制の見直し方針を策定し、これに基づく取組を進める。

第2 課題等への対応方針

選択制のデリバリー方式の解消、老朽化する自校調理場等への対応、より安全で効率的かつ持続可能な提供体制の構築といった複数の課題を総合的に解決するという考えの下、給食提供体制の在り方について検討を進める。

第3 令和2年度における管理・執行状況

選択制のデリバリー方式の早期解消に向けて、親子方式など既存の給食調理場（公設・民設）を活用した解消策の検討を行うとともに、自校調理方式と給食センター方式について経費面、衛生管理面、アレルギー対応面、食育面などの観点からの比較検証を行った。

また、給食提供体制の見直しにより影響を受けるデリバリー給食の調理業者と協議・調整を行った。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

給食提供体制の見直し方針については、経費面などの比較検証に時間を要し、令和2年度中の策定には至らなかったが、選択制のデリバリー方式の早期解消策を中心に、現行の学校給食提供体制に係る課題への対応策の検討を進めた。

2 課題

デリバリー給食の調理業者のほか、給食提供体制の見直しに当たり影響を受ける可能性がある給食食材の調達・供給業者と十分な協議・調整を行う必要がある。

3 対応方針

給食提供体制の見直し方針の策定に向けて、引き続き、選択制のデリバリー方式の早期解消策の検討や経費面などの比較検証を進め、見直し方針を策定する。

また、引き続き、デリバリー給食の調理業者や給食食材の調達・供給業者との協議・調整を進める。

2 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(2) いじめ・不登校対策と持続可能な学校教育体制の構築に向けた取組の推進に関すること

重

ア いじめ・不登校等対策の推進

第1 事務の目的・概要

いじめ、暴力行為などの問題行動や不登校の未然防止に向けた取組を強化するとともに、個々の状況に応じたきめ細かい支援の充実を図る。

また、不登校対策については、児童生徒の多様な実態を踏まえ、教室・学校復帰や将来の社会的自立を目指した支援の充実に向けた取組を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 「広島市いじめ防止等のための基本方針」に基づき、いじめの未然防止に向けては、教育活動全般を通じて、良好な人間関係を構築するための取組を行うとともに、児童・生徒会活動の中で、いじめの防止等について考える取組を実施する。

また、いじめの早期発見・早期対応に向けては、教育相談の充実を図るとともに、組織的な対応を行う。

(2) 不登校の対応では、欠席が数日続いた児童生徒に対し、早期に保護者と連携して未然防止に努める。また、各小・中学校の「ふれあいひろば」や、「ふれあい教室」の活用、フリースクール等の紹介などの支援を行う。

(3) 暴力行為が多発している学校に対しては、「生徒指導アドバイザー」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行う。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 各学校の教育相談・支援主任を対象とする研修のより一層の充実を図る。

(2) 小・中学校における情報引継ぎの取組状況を把握し、必要に応じて見直しを行うとともに、幼保小間及び中高間の情報引継ぎについて、具体的な方法を検討し、それにより実施する。

3 相談・助言体制の整備

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、生徒指導支援員の配置拡充に努めるとともに、研修を通して個々の力量の向上に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

(1) 登校できない児童生徒やその保護者には、各学校において「ふれあい教室」について積極的に周知する。

(2) 「ふれあいひろば」における活動や体制の充実を図るため、「不登校支援実践指定校」にふれあいひろば担当教員を加配措置し、「ふれあいひろば」を終日開室するなど、「ふれあいひろば」での支援の充実を図り、その成果について、各学校に普及・啓発する。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) いじめ・不登校等の未然防止に向けて、全小・中学校において、道徳教育や協同学習、ス

キル教育を実施するとともに、児童会や生徒会活動の中で、児童生徒自らにいじめの防止等について考えさせる取組を実施した。

いじめの早期発見・早期対応に向けては、教育相談・支援主任と生徒指導主事との密接な連携のもと、教職員が一人一人いじめの予兆に早期に気づく感度を高める研修を行うとともに、「学校いじめ防止委員会」を中心とした組織的な対応を行った。

- (2) 不登校への対応では、欠席が数日続いた児童生徒に早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行った。また、児童生徒の実態に応じて、各小・中学校の「ふれあいひろば」や「ふれあい教室」の活用を促したり、フリースクールを紹介したりするなどの取組を行った。
- (3) 暴力行為が多い学校に「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行った。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

- (1) 各学校の教育相談・支援主任を対象に、「教育相談の意義」等について、集中研修を Web 上で実施した。
- (2) 小・中学校における情報引継ぎについては、様式の見直しを行った上で、高等学校も含め、全市で「統一様式」による引継ぎを実施した。また、幼保小連携による情報引継ぎについては、小学校が各幼稚園・保育園等に対して共通の聞き取りシートを活用して聞き取りを行った。

3 相談・助言体制の整備

- (1) 全ての学校を対象に、スクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者に対するカウンセリングや教職員に対する助言を行った（相談件数 41,742 件）。（図表 21、22）

【図表 21】スクールカウンセラーの活動時間数の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
40,468 時間	40,612 時間	43,556 時間	47,882 時間	50,573 時間

【図表 22】スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
32,500 件	32,640 件	35,724 件	38,183 件	41,742 件

- (2) スクールソーシャルワーカーを拠点校 16 校（小学校 10 校、中学校 6 校）に各 1 人、教育委員会事務局には、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を配置し、727 件（633 家庭）の支援を行った。（図表 23、24）

【図表 23】スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
12 人	12 人	14 人	15 人※	17 人※

※ 平成 31 年度（令和元年度）以降は、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー 1 人を含む。

【図表 24】スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
337 件	400 件	453 件	589 件	727 件

- (3) 弁護士等への相談対応のほか、「生徒指導支援員」（警察 0B）を小学校 1 校、中学校 11 校に派遣した。

4 児童生徒への支援・居場所づくり

- (1) 各学校にふれあい教室を積極的に活用するよう促し、小学校 57 人、中学校 117 人の合計 174 人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行った。（図表 25）

【図表 25】「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
通室児童生徒数	126 人	136 人	134 人	172 人	174 人

- (2) 全ての小・中学校、中等教育学校（似島学園小・中学校を除く）の「ふれあいひろば」において、小学校 914 人、中学校 706 人の合計 1,620 人の児童生徒に個々の実態に応じた支援を行った。（図表 26）

また、指定校（小学校 17 校、中学校 20 校）に、常勤教員 1 名または短時間勤務教員（4 時間/日）1 名を、ふれあいひろば担当教員として加配措置し、「ふれあいひろば」を終日開室することにより、その活用について実践的な研究を行い、成果を各学校に普及・啓発した。

【図表 26】「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
支援児童生徒数	1,356 人	1,304 人	1,309 人	1,554 人	1,620 人

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組

(1) 評価

ア いじめ・不登校等の未然防止や早期発見・早期対応への取組を実施することができた。

いじめの認知件数は、前年度と比較して全体で 1,105 件（23.4%）減少した。（図表 27）

これは、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業の影響や、感染リスクを下げる観点から、他者との接触や会話を控えたことなどの影響、また、これまでのいじめ防止等に向けた体制強化の取組の効果などが関係しているものと考えられる。

【図表 27】いじめの認知件数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
小学校	789 件	1,529 件	3,325 件	3,470 件	2,645 件
中学校	234 件	535 件	1,089 件	1,224 件	961 件
高等学校	6 件	23 件	45 件	31 件	14 件
計	1,029 件	2,087 件	4,459 件	4,725 件	3,620 件

※ 令和 2 年度については速報値

イ 不登校への対応では、未然防止や早期発見・早期対応への取組を実施したが、不登校児童生徒数は、前年度と比較して全体で 255 人（13.4%）増加した。（図表 28）

【図表 28】不登校児童生徒数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
小学校	277 人	376 人	467 人	668 人	793 人
中学校	685 人	748 人	868 人	1,026 人	1,155 人
高等学校	36 人	65 人	82 人	213 人	214 人
計	998 人	1,189 人	1,417 人	1,907 人	2,162 人

※ 令和 2 年度については速報値

※ 令和 2 年度の不登校児童生徒のうち、44.9%が、平成 31 年度（令和元年度）も不登校児童生徒として計上されている。

ウ 暴力行為が多い学校に「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行うことができた。

暴力行為の発生件数は、前年度と比較して全体で 60 件（4.9%）増加した。（図表 29）

【図表 29】暴力行為の発生件数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
小学校	196 件	246 件	582 件	713 件	853 件
中学校	178 件	217 件	446 件	498 件	428 件
高等学校	4 件	6 件	6 件	13 件	3 件
計	378 件	469 件	1,034 件	1,224 件	1,284 件

※ 令和 2 年度については速報値

(2) 課題

ア 引き続き、「いじめ見逃しゼロ」を目指し、教職員のいじめに対する意識や感度を高めるとともに、個々の事案に対する学校の組織的な対応力の向上を図る必要がある。

イ 本市の不登校児童生徒数は、近年増加を続けており、憂慮すべき状況である。こうしたことから、新たな不登校児童生徒を生まないよう、引き続き、協同学習やスキル教育の充実を図るとともに、相談機関等につながっていない不登校児童生徒も多くいることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携したチーム支援を行う必要がある。

ウ 本市の暴力行為の発生件数は増加していることから、暴力行為の背景にある課題を分析し、未然防止及び再発防止の取組を一層強化する必要がある。

(3) 対応方針

ア いじめ・不登校等の未然防止に向けては、児童生徒に対し、教育活動全般を通じて、道徳教育や協同学習、スキル教育等を行う。また、児童生徒に自らいじめの防止等について考えさせる取組を、児童・生徒会活動の中で実施する。

いじめの早期発見・早期対応に向けては、引き続き、教育相談・支援主任と生徒指導主事との密接な連携により、組織的な対応を行う。

イ 不登校の対応では、欠席が数日続いた児童生徒には、早期の家庭訪問を行い、保護者と連携して支援を行う。

また、児童生徒の実態に応じて、各小・中学校の「ふれあいひろば」や、「ふれあい教室」の活用を促し、段階的な教室又は学校復帰や社会的自立に向けた支援を行うとともに、

積極的にフリースクール等を紹介するなどの支援を行う。

ウ 暴力行為が多発している学校に対しては、引き続き「生徒指導アドバイザー」や「生徒指導支援員」などを派遣し、当該児童生徒やその保護者に対して相談等の支援を行う。

2 いじめの防止等に向けた体制強化

(1) 評価

ア 教育相談・支援主任を対象に、「教育相談の意義」等について集中研修を実施し、各学校においては、教育相談・支援主任が中心となりリーフレットなどを活用して、校内研修等を実施し、教育相談の質的向上を図った。

イ 高等学校への情報引継ぎも含めて、切れ目のない支援を実現するため、全市で「統一様式」による情報引継ぎを実施することができた。また、教育委員会として、幼保小連携による引継ぎ様式を作成し、小学校が各幼稚園・保育園等に対して聞き取りを行う取組を開始することができた。

(2) 課題

ア 校内研修等により、引き続き、教職員による教育相談の質的向上を図る必要がある。加えて、認知した事案に法律、心理、福祉等の専門性を要する事案や、「子ども間のトラブル」が「保護者間の感情的対立・法的紛争」に移行する事案が散見されることから、専門家と連携した組織的な対応を徹底するとともに、要因の解明及び対策の検討が必要である。

イ 幼稚園・保育園等から高等学校までの情報引継ぎにおいて、その成果と課題を踏まえて、必要な改善を行い、より充実したものとなるようにする必要がある。

(3) 対応方針

ア 生徒指導主事や教育相談・支援主任を対象とする研修等において、事例検討を行うなどその充実を図るとともに、学校がいじめ事案に適切に対応できるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、弁護士等との連携について、指導・助言を行う。

イ 本市の幼稚園・学校における「切れ目のない情報引継ぎ」の充実を図るとともに、その定着を図る。

3 相談・助言体制の整備

(1) 評価

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を拡充したことにより、スクールカウンセラーでは 40,000 回以上の相談に、スクールソーシャルワーカーでは 700 件以上のケースに対応することができた。

弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の配置により、組織的な生徒指導体制の構築等を進めることができた。

(2) 課題

相談・対応件数が増加しているものの、要望に十分に答えられていないことから、スクールカウンセラーの活動時数を拡充するとともに、スクールソーシャルワーカーの更なる配置拡充に努める必要がある。

また、弁護士等への相談や「生徒指導支援員」の派遣要請の増加に対応する必要がある。

(3) 対応方針

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置等の拡充に努めるとともに、研修を通して力量向上に努める。

4 児童生徒への支援・居場所づくり（不登校児童生徒対策）

(1) 評価

ア 「ふれあい教室」を利用した児童生徒数は増加し、個々の児童生徒の実態に応じた支援を行うことにより、「通室日数、在室日数が増える」「仲間と関わることができる」など、好ましい変化が見られた。また、小学校 31 人、中学校 75 人の合計 106 人の児童生徒が、学校復帰することができた。

イ 「ふれあいひろば」における個々の児童生徒の実態に応じた支援を行い、通室児童生徒の 90%弱に、「通室日数が増える」「学級での授業に参加できる」「仲間と関わるができる」など、好ましい変化が見られた。

(2) 課題

ア 「ふれあい教室」について、引き続き、児童生徒や保護者への周知に努めるとともに、学習支援、体験活動等の充実を図る必要がある。また、不登校児童生徒の社会的自立を促進するため、「ふれあい教室」に、ICT 活用に向けた通信環境を整備し、児童生徒への支援の充実を図る必要がある。

イ 「ふれあいひろば」については、学校や児童生徒の実態に応じて、終日開室する学校数を増やすとともに、支援内容の工夫などにより、多くの不登校児童生徒の居場所となるよう支援の充実を図る必要がある。

(3) 対応方針

ア 「ふれあい教室」に、ICT 活用に向けた通信環境を整備し、より充実した児童生徒の支援を推進する。また、どこにもつながっていない不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICT を活用した支援の在り方を検討するとともに、各学校において、「ふれあい教室」の活用を積極的に促す。

イ 「ふれあいひろば」における活動や体制の充実を図るため、ふれあいひろば担当教員を加配措置し終日開室するなど、支援の充実を図り、その成果について、各学校に普及・啓発する。

なお、学校における最重要課題の一つであり、子どもの命にも関わる取組項目として、「いじめ・不登校等対策の推進」を、令和 3 年度の重点取組項目とする。

イ まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトの実施

第1 事務の目的・概要

学校と家庭・地域の連携・協力による「まちぐるみの教育」を充実・強化し、子どもの健やかな成長を図ることを目的とし、プロジェクト実施校の学校協力者会議等のコーディネーターを中心として、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を推進する。

第2 課題等への対応方針

まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト未実施校において、コーディネーターや学習支援者の確保が困難なため、実施校の取組事例を紹介する等、全校実施に向けた支援を行う。

また、事業の円滑な実施に向けて、コーディネーター等を対象とした説明会や研修を充実させる。

第3 令和2年度における管理・執行状況

本プロジェクトについて、平成31年度（令和元年度）よりも8校増の、48校において実施した。（図表30）

未実施校に対しては、コーディネーターや学習支援者の確保に向けて、地域による教育支援活動の内容及びPTAや地域住民、非常勤講師を学習支援者として活用している事例を紹介し、実施に向けた働きかけ等を行った。

【図表30】まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R元)	R2
1校	3校	6校	8校	16校	24校	32校	40校	48校

※ 平成24年度事業開始。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

未実施校に実施校の取組事例を紹介したことにより、コーディネーターや学習支援者の確保につながった。

また、コーディネーター等を対象とする説明会は実施できなかったが、新規校を中心に担当者及び指導主事が学校を訪問して指導・助言を行い、新規校は家庭・地域による教育支援活動を円滑に開始することができた。

2 課題

実施校の拡大に向けたコーディネーターの確保や、コーディネーターの高齢化に伴う後任の確保が課題となっている。

3 対応方針

コーディネーターの確保に向けて、教育委員会が人材確保に係る実施校での事例を集約し、未実施校に情報提供するとともに、地域の団体等に事業内容について説明し、協力を依頼する。

第1 事務の目的・概要

通学時等に発生する犯罪や事故から子どもを守るため、保護者・地域の方々等の協力を得ながら、子どもを地域全体で守っていく態勢づくりを推進するとともに、関係機関等と連携を図りながら、子どもの安全対策を推進する。

第2 課題等への対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

平成17年11月22日に発生した矢野西小学校の事件後に、子どもの安全を考え行動する日として毎月22日を「子ども安全の日」と定めており、この日を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を実施する。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

地域学校安全指導員による幼稚園・小学校への巡回訪問を定期的に実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員及び学校安全ガードボランティア等に対し、警察官としての豊富な経験や知識に基づいた指導を行うなど、学校安全体制の整備に関する取組を推進する。

3 登下校体制の整備

小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給等を行うとともに、各小学校においては、全学年の児童が防犯ブザーを所持するよう、様々な機会を捉えて、防犯ブザー所持の必要性について、児童への指導及び保護者への啓発に取り組む。

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3（ハチ・サン）運動」※の推進に取り組むとともに、地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報する。

また、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」（ステッカー）を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施する。

※ 子どもの登下校時間に当たる、午前8時前後と午後3時以降に、通勤や散歩、買い物、玄関前の掃除などを行いながら子どもを視界に入れ、あいさつや声掛けをする運動。

(2) 通学路の安全対策

「広島市交通安全プログラム」の重点課題※に基づき実施した通学路の合同点検により、安全対策を講じる必要があるとした箇所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

※ 「広島市交通安全プログラム」は、教育委員会、道路管理者、警察及び学校等が連携して策定した通学路の安全確保に関する取組の基本的な方針である。

このプログラムでは、3年ごとに重点課題を設定し合同点検を実施しており、令和2～4年度の3か年は、「防護柵又は歩道等によって歩行者と車両が明確に分離されていない場合や、横断歩道、交差点付近など、歩行者と自動車との距離が近い生活道路における危険箇所」を重点課題としている。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 「子ども安全の日」事業の推進

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校においては集団登下校や防犯教室、不審者対応避難訓練等を、家庭・地域においては登下校時の見守り活動等を実施した。その中でも、11月は、全小学校において、安全について考える朝会や見守り活動でお世話になっている地域の方々へ感謝の気持ちを表す「見守り感謝の会」等、学校・地域の実態に応じた取組を実施した。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

地域学校安全指導員10名による幼稚園・小学校への巡回訪問を月2回程度(延べ4,004回)実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員や学校安全ガードボランティア等に対し、学校安全体制に関する指導を行った。また、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び関係機関等で不審者情報を共有して連携を図り、必要に応じて、集団登下校や緊急パトロールを行った。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間においては、保護者が仕事を休めない場合の特例受入れや放課後児童クラブからの下校時刻にあわせて、地域学校安全指導員による見守り・巡回活動を実施した。

3 登下校体制の整備

小学校の新入学児童(約1万人)に防犯ブザーを支給するとともに、各小学校においては、「子ども安全の日」などの機会に、全学年を対象とした防犯ブザーの点検や使用方法等の指導、保護者への啓発を行った。(図表31)

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

地域において、約500団体、約3万9千人のボランティアによる組織的な見守り活動を行っていただくとともに、これまでに約6万2千人の市民の方に本市が作成した見守り活動用のカバン札等を配付し、通勤時や買い物、散歩などの日常生活の中で見守り活動を行っていただいた。(図表31)

また、幼稚園・学校を通じて地域や地元の企業等による取組状況を把握し、定期的に見守り活動を行っている企業等7団体や「広島市安全なまちづくり功労表彰」を受表彰した個人24名及び16団体の取組について、本市ホームページで紹介した。

さらに、区役所に青色回転灯を装備した車両を各1台、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を計68台配備し、事務連絡等の業務を兼ねて地域のパトロールを実施するとともに、原動機付自転車の使用実態を調査した上で、より多くの利用が見込まれる小学校等への配置見直しを行い、利用促進を図った。

(2) 通学路の安全対策

関係機関等とともに通学路9か所の合同点検を実施して危険箇所ごとに対策を検討し、このうち5か所において、交通安全施設の整備等の対策を講じた。このほか、通学路の安全対策が未完了の14か所のうち4か所の対策を講じるとともに、平成31年度(令和元年度)に講じた5か所の対策効果についての検証を行った。

【図表 31】子どもの安全対策の推進に係る取組状況の推移

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
全児童防犯ブザー所持率		81%	81%	84%	83%	85%
見守り 活 動 10万人 構 想	組織的な見守り活動者数	3万8,000人	3万9,000人	3万9,000人	3万8,000人	3万9,000人
	日常生活に組み込まれた見守り活動者数	6万2,000人	6万2,000人	6万2,000人	6万2,000人	6万2,000人
	計	10万人	10万1,000人	10万1,000人	10万人	10万1,000人

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 「子ども安全の日」事業の推進

(1) 評価

毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全について考え行動する様々な取組を計画的に実施することにより、児童の自己防衛意識の高揚を図るとともに、地域全体で子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

(2) 課題

引き続き、学校・家庭・地域がそれぞれの役割に応じて互いに連携し、地域全体で子どもを守る取組を推進していく必要がある。

(3) 対応方針

地域の安全は地域で守るという自主的・持続的な防犯活動として、引き続き、毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもの安全を守るための様々な取組を実施する。

2 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業の実施

(1) 評価

地域学校安全指導員が教職員や学校安全ガードボランティア等に対し、警察官としての豊富な経験に基づいた指導を行うとともに、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報共有を行うことで、より安全で安心な学校安全体制の整備に関する取組を推進することができた。

(2) 課題

学校等を通じて把握した不審者事案の発生件数は、324件であった。近年、年間300件を超える不審者事案が発生しており、引き続き、地域全体で学校安全に取り組む体制を維持していく必要がある。

(3) 対応方針

地域学校安全指導員による幼稚園・小学校への巡回訪問を定期的の実施し、子どもの見守り活動を行うとともに、教職員及び学校安全ガードボランティア等に対し、警察官としての豊富な経験や知識に基づいた指導を行うほか、不審者事案発生時には、学校・家庭・地域及び警察等の関係機関と情報を共有するなど、学校安全体制の整備に関する取組を推進する。

3 登下校体制の整備

(1) 評価

小学校新入学児童全員に防犯ブザーを支給するとともに、全児童を対象とする防犯ブザー

の点検や使用方法等の指導、保護者への啓発に繰り返し取り組むことにより、防犯ブザーの所持率は85%となり、前年度より2ポイント上昇した。

(2) 課題

防犯ブザーの所持率の向上を図るため、引き続き、定期的に防犯ブザーの所持状況を確認し、児童や保護者に向けた啓発に取り組む必要がある。

(3) 対応方針

児童の安全確保のため、引き続き、小学校新入学児童を対象に防犯ブザーの支給を行う。また、各小学校において、全学年の児童を対象に防犯ブザーの点検を定期的に行うとともに、防犯ブザー所持の必要性について、様々な機会を捉えて、児童への指導及び保護者への啓発に取り組む。

4 見守り・巡回活動等の推進

(1) 見守り・巡回活動

ア 評価

登下校の子どもを見守る10万人の態勢を維持することにより、子どもの安全の確保を図るとともに、見守り活動に協力いただいている地域の方々や企業等の活動の様子を広報することで、子どもを守る市民意識の醸成を図ることができた。

また、区役所に配備している青色回転灯を装備した車両及び小学校等に配備している「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を効率的に運行し、見守り・巡回活動を効果的に実施することができた。

イ 課題

子どもに大人の目が常に注がれる状況を作り出していくため、今後も、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3運動」を推進し、10万人の態勢を維持していくとともに、地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報することを通じて、地域全体で子どもを守る市民意識の醸成を図っていく必要がある。

また、区役所及び小学校等に配備している公用車については、導入から14年が経過し、経年劣化による故障が頻発しており、計画的に更新を進める必要がある。

ウ 対応方針

学校運営協力者会議又は学校運営協議会等の場を活用して、登下校における子どもの安全確保に対する保護者・地域の理解を深め、組織的な見守りボランティアの確保や、「8・3運動」の推進に取り組むとともに、地域や地元の企業・学生の取組の把握に努め、協力いただいている方々の活動の様子を積極的に広報する。

また、区役所に青色回転灯を装備した車両、小学校等に「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した原動機付自転車を配備し、見守り・巡回活動を効果的に実施するとともに、経年劣化しているこれらの公用車について、計画的に更新していくことを検討する。

(2) 通学路の安全対策

ア 評価

道路管理者等の関係機関と連携して、路側帯や路面標示、通学路標識の新設、路側帯の塗り直し等の対策を行い、児童が安全に登下校できるようになった。

イ 課題

通学路の安全対策が完了していない14か所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、必要な対策を講じる必要がある。

ウ 対応方針

通学路の合同点検に基づく安全対策が完了していない箇所について、道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、対策を推進する。

第1 事務の目的・概要

学校においてこれまで教職員が担ってきた役割の見直しと業務の効率化を図り、メリハリのある働き方を進めることで教職員の心身の健康を保持し、児童生徒に向き合う時間を十分に確保することにより、児童生徒に対する総合的な指導を持続的に行うことのできる学校教育体制を構築する。

平成30年12月には、「広島市の学校における働き方改革推進プラン」（以下、この項目において「プラン」という。）を策定し、「長時間勤務の解消」及び「休暇取得の促進」の観点から設定した3つの達成目標を掲げて、取組を進めている。（図表32）

【図表32】プランに掲げる達成目標

区分	プランの指標	目標値
目標1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間	45時間以下
目標2	連続した3か月平均で勤務時間外の在校時間が80時間超の教職員の割合	0%
目標3	年次有給休暇の平均取得日数	16日以上

第2 課題等への対応方針

1 プランに掲げる取組項目の推進

プランの達成できなかった目標について、校種や職位ごとに要因の分析を行い、効果的な取組について検討する。

2 モデル校における効果的な取組の推進

「いじめ防止対策及び働き方改革推進モデル校」（小学校2校、中学校2校。以下、この項目において「モデル校」という。）の働き方改革推進リーダーが中心となり、達成できなかった目標について課題を分析し、それを踏まえ、先導的な取組を実施する。また、効果的な取組について実践成果の発表会を開催し、他校への普及・啓発を図る。

3 国のガイドラインを踏まえた勤務時間管理の徹底

在校等時間管理システムの適切な運用について、引き続き、校長会等を通じて徹底を図るとともに、「在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間」（以下、この項目において「超過業務時間」という。）の上限時間の遵守について、各学校の状況を把握・分析し、適切な助言・指導を行う。

4 保護者・地域との協働による推進

学校における働き方改革の取組状況等について、リーフレットの配布などにより、保護者・地域に周知を図る。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 プランに掲げた26の取組項目のうち、中学校部活動指導員の配置、スクールサポートスタッフの活用、高等学校校務支援システムの運用、スクールロイヤーの活用などの取組を主に進めるとともに、取組成果の把握や達成できなかった目標の要因分析のため、アンケート調査等を実施した。

プランの達成目標に対する実績は次のとおりであった。（図表33）

【図表 33】 プランの達成目標の実績の推移

区分	指標	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
目標 1	全教職員の年間月平均の勤務時間外の 在校時間	38.7 時間	34.2 時間	33.5 時間
目標 2	連続した 3 か月 平均で勤務時間外の 在校時間が 80 時間超の教職員の割合	9.0%	3.5%	4.9%
目標 3	年次有給休暇の平均取得日数	12.2 日	12.8 日	10.6 日

(参考) プランに掲げる 26 の取組項目

①登下校に関する対応の見直し、②園内清掃等の実施方法の見直し、③授業準備などにおけるスクールサポートスタッフの活用、④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用、⑤スクールロイヤーの活用、⑥就職指導に係る外部人材の活用、⑦学校行事等の見直し、⑧放課後児童クラブの運営体制の見直し、⑨学校事務職員の役割の明確化・学校運営への参画強化、⑩学校納入金の徴収・管理の標準化・効率化、⑪調査・報告等の縮減、⑫学校を通じたイベント案内等の配布物の見直し、⑬研修・会議・説明会等の適正化、⑭ICT 環境の整備・活用の推進、⑮業務の効率化に向けた学校における職場環境改善の促進、⑯教育委員会の体制等の見直し、⑰定時退校日の実施、⑱留守番電話の設置、⑲部活動休養日の拡大等、⑳部活動対応の見直し（部活動指導員の配置）、㉑学校閉庁日の実施、㉒学校評価等における働き方改革関連目標の設定、㉓人事評価における働き方改革関連目標の設定、㉔働き方改革に係る管理職マネジメント研修の充実、㉕経験年数等に応じた働き方改革に係る研修の充実、㉖保護者・地域等と協働した働き方改革の推進

- 2 モデル校においては、小学校での学年間教科交換制の導入や、中学校での部活動指導員の活動日の拡充、採点システムの導入などの取組を実施し、令和 3 年 1 月に開催した「広島市の学校におけるいじめ防止対策及び働き方改革推進フォーラム」（以下、この項目において「フォーラム」という。）において、取組内容を発表した。
- 3 教職員の勤務時間管理においては、在校等時間管理システムの適切な運用及び国の指針に基づき規則で定めた超過業務時間の上限時間の遵守について、校長会等を通じて徹底を図った。また、超過業務時間が多い教職員に対して、個別具体的に勤務状況等の聴取を進め、改善策について助言や指導を行った。
- 4 保護者・地域と協働して学校における働き方改革を推進するため、取組事例等を掲載したリーフレットを作成し、学校協力者会議等を通じて保護者や地域に配布するとともに、各区のコミュニティ交流協議会において説明を行った。

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

- (1) 令和 2 年度に実施した主な取組については、学校に行ったアンケート調査等の結果から、教員の負担軽減等につながったものと考えられる。(図表 34)

【図表 34】 令和 2 年度に実施した主な取組の評価

取組	評価
中学校部活動指導員の配置	「部活動の質的な向上及び教職員の負担軽減が図られた」と回答した学校の割合：92.0%
スクールサポートスタッフの活用	「本来業務である児童生徒への指導等が充実した」と回答した学校の割合：94.9%
高等学校校務支援システムの運用	「成績等集約・確認作業に係る時間の削減に効果があった」と回答した高等学校の割合：100%
スクールロイヤーの活用	「気軽に活用できる」と回答した学校の割合：51.5%

プランの 3 つの達成目標のうち、「全教職員の年間月平均の勤務時間外の在校時間」については達成することができた。一方で、「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校時間が 80 時間超の教職員の割合」及び「年次有給休暇の平均取得日数」については達成することができなかった。

このうち、「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校時間が 80 時間超の教職員の割合」については、校種別では中学校や高等学校等、職位別では園長・校長・教頭・主幹教諭・部主事といった管理職等の割合が特に高くなっている。

また、「年次有給休暇の平均取得日数」については、校種別では、新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業措置に係る授業時間を確保するため、長期休業中の取得が進まなかったことなどから、幼稚園を除く学校で前年度より減少しており、職位別では管理職等の取得日数が特に少なくなっている。(図表 35)

【図表 35】 令和 2 年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績

○連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校時間が 80 時間超の教職員の割合

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	0.0%	1.5%	11.2%	10.0%	11.8%	6.9%

職位等	管理職等	その他の教諭	事務職員等
	19.0%	5.0%	0.2%

○年次有給休暇の平均取得日数

校種	幼稚園	小学校	中学校	高等学校等	中等教育学校(前期)	特別支援学校
	8.4 日	10.1 日	10.0 日	12.1 日	10.2 日	12.2 日

職位等	管理職等	その他の教諭	事務職員等
	5.0 日	10.8 日	13.5 日

- (2) モデル校における取組については、アンケート調査等の結果から、教員の負担軽減につながったものと考えられ、フォーラムでの発表により、他校への普及・啓発を図ることができた。(図表 36)

【図表 36】 令和 2 年度にモデル校において実施した主な取組の評価

取組	評価
学年間教科交換制の導入	小学校の 4・5・6 学年担任のうち、「教材研究に要する時間が軽減した」と回答した割合：61.5%
部活動指導員の活動日の拡充	中学校の教員のうち、「授業準備等を行う時間の確保につながった」と回答した割合：65.9%
採点システムの導入	中学校の利用した教員のうち、「作業時間の削減効果を実感できた」と回答した割合：97.1%

- (3) 勤務時間の適切な管理については、校長会等での周知や個別の聴取等を通して、各幼稚園・学校に対し、在校等時間管理システムの適切な運用や超過業務時間の上限時間等についての理解を図ることができた。
- (4) 保護者・地域と協働した働き方改革の推進については、学校に行ったアンケート調査等において、「働き方改革の必要性について、保護者・地域の理解が深まっている」と回答した学校の割合が 7 割を超えており、一定の成果が出ているものと考えられる。

2 課題

プランの達成できなかった目標については、その要因等を踏まえながら、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組などを実施していくことで、達成に向けて取り組んでいく必要がある。

長時間勤務の解消に当たっては、達成できなかった目標である「連続した 3 か月平均で勤務時間外の在校時間が 80 時間超の教職員の割合」が高かった中学校、高等学校等へのアンケート調査等で、部活動に係る負担が大きいとの回答が多かったことから、部活動に係る見直しが必要である。管理職等の中でも、他の教員と比較すると多くの役割を担っている教頭・主幹教諭等の勤務時間が長くなっていることから、これに対して効果的な取組が必要である。

年次有給休暇の取得促進に当たっては、特に取得日数が少ない管理職等へのアンケート調査等において、休暇取得が進まない理由として、「職責上、取得しづらい」、「会議・研修等がある」と回答した者が多くなっていることから、休暇に対する意識改革や休暇が取得しやすい環境の整備が必要である。

3 対応方針

プランに掲げる目標の達成に向けて、モデル校での先導的な取組や保護者・地域等と協働した取組など、引き続き実効性のある取組を進める。

長時間勤務の解消については、部活動に係る負担軽減を図るため、部活動指導員の配置拡大や効果的な活用などに取り組む。

また、教頭・主幹教諭等が担う業務の削減を図るため、学校事務職員等やスクールサポートスタッフの有効活用により校務分掌等の業務分担の見直しに取り組む。

年次有給休暇の取得促進については、校長会やフォーラム等で休暇の重要性に関して啓発を行うとともに、夏季休業期間中に実施している学校閉庁日の拡大など、休暇を取得しやすい環境を整備するための取組を実施していく。

なお、教員が子どもとしっかり向き合い、個に応じたきめ細かな指導を行うための取組項目として、「学校における働き方改革の推進」を、令和３年度の重点取組項目とする。

2 一人一人を大切に教育の実現に関する事務

(3) 次代を担う青少年の育成に関すること

ア キャリア教育の推進

第1 事務の目的・概要

学校教育活動を通じて、一人一人の社会的・職業的自立に向け、また、将来の地域社会の担い手となることができるよう、地元企業等での体験学習等を通じて、それに必要な能力や態度を育成する。

第2 課題等への対応方針

全市立学校において、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を計画的に実施し、職業観・勤労観を育成するとともに、将来の地域社会の担い手を育成するため、地元経済団体との連携を深める。

第3 令和2年度における管理・執行状況

各学校において、キャリア教育全体計画に基づき、働くことの意義や役割等を理解し、自らの生き方について考えていく学習を教科横断的に行うとともに、小学校での社会見学、中学校での職場体験、高等学校でのインターンシップなどの体験学習を行った。

また、中学校では、地元の経済団体（広島商工会議所、広島経済同友会、広島県経営者協会、中国経済連合会）で組織する「ひろしまキャリア教育応援団」から講師派遣を受けて行う職業講話を、9校（講師45名）で実施した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

各教科や特別活動等のねらいや児童生徒の実態を踏まえて作成したキャリア教育全体計画に基づき、各学校においてキャリア教育を実施することができた。

発達段階に応じた体験学習については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施校が少なくなったが、中学校においては、地元の経済団体で組織する「ひろしまキャリア教育応援団」を活用した職業講話を行い、地元企業の良さの理解を図ることができた。

2 課題

将来の地域社会の担い手として働くことの意義を理解させるため、地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や職業講話を充実させる必要がある。

3 対応方針

児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の一層の充実を図るため、本市ホームページでの募集や地元経済団体との連携強化等により地元の協力企業等を拡充し、体験活動（社会見学や職場体験学習、インターンシップ）や「ひろしまキャリア教育応援団」と連携した職業講話等の充実を図る。

2 一人一人を大切にする教育の実現に関する事務

(4) 青少年の健全な心身の育成と社会性のかん養に関すること

ア 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進

第1 事務の目的・概要

「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に基づき、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用できる青少年の育成を図ることを目的に、以下の基本方針に基づいて事業を実施する。

【基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

第2 課題等への対応方針

1 ^デ10オフ運動の推進

年2回の強化週間を設け、全市立小・中学校一斉に取組を行う。取組に当たっては、児童生徒や保護者に対し、10 オフ運動が基本的な生活習慣の確立、中でも睡眠時間の確保等の観点から重要であることについて一層の理解を促進する。

また、家庭でのルール作りを促進するため、そのポイントを具体的に示した資料の配布などの工夫を行う。あわせて友達間でのルールを作ることについても呼び掛ける。

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

保護者・児童生徒が電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力の向上を図るため、インターネットに潜む危険性や正しい使い方などについて、広島市電子メディア協議会等と連携し、同協議会の電子メディア・インストラクターによる出前講座の開催、幼稚園及び保育園への未就学児啓発用の紙芝居の貸出し、啓発チラシの配布を行う。

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

経験の浅いインストラクターが自立して活動できるようにするため、経験豊富なインストラクターと一緒に講座運営をするなど、OJTによる育成に努める。また、電子メディア協議会が行う自主研修会の開催を全面的に支援するとともに、講座で利用できる教材、コンテンツの共有化を一層進める。

3 SNS教育の推進

(1) SNS教育セミナーの開催

SNSが普及し、若者たちの主たるコミュニケーションツールとなっている中、青少年が事件やトラブルに巻き込まれないようにするため、保護者、青少年の指導的立場にある教育関係者などを対象として、正しい知識を習得し、適切にそれらを指導できる者を育成する。

(2) 電子メディアの啓発動画コンテストの実施

児童生徒から電子メディアに関する啓発動画を募集し、電子メディアとの付き合い方や SNS での適切なコミュニケーションの取り方について児童生徒に主体的に考えさせることにより、電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用するなどの情報リテラシー（活用能力）を習得させる。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 10 オフ運動の推進

全小・中学校、広島市 PTA 協議会、広島市電子メディア協議会との連携の下、10 オフ運動を継続実施し、7 月と 12 月に強化週間を実施した。

強化週間は、10 オフ運動を効果的に展開するため、新たに作成した適切な睡眠時間を確保するための教材「睡眠リズムを作ろう」、生活習慣を振り返る生活リズムカレンダー、SNS での適切なコミュニケーションについての指導資料等を活用した授業の実施などを推進した。

また、児童生徒用の、啓発ポスター・チラシ等を、「家庭でのルールづくり」に焦点を当てた内容にリニューアルして配布した。

強化週間後には、取組状況等を把握するため、抽出校（小・中学校とも各区 1 校を抽出）においてアンケート調査を実施した。（図表 37）

【図表 37】 家庭でルールを作っている児童生徒の割合の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
小学生	53.4%	69.8%	58.4%	81.4%	84.8%
中学生	37.1%	50.3%	50.0%	66.5%	65.5%

※ 数値は、冬の強化週間の調査結果

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

広島市電子メディア協議会と連携した出前講座を実施するため、出前講座案内チラシを市内全小・中・高等学校へと拡充して配布し、コロナ禍においても開催できるよう、オンラインによる講習会も実施した。（図表 38）

【図表 38】 電子メディアに関する講習会の参加人数及び開催回数

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
電子メディアに関する講習会の参加人数	8,599 人	7,808 人	7,061 人	8,863 人	1,234 人
電子メディアに関する講習会の開催回数	53 回	65 回	57 回	56 回	20 回

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は開催回数が減少

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

養成講座を 2 回実施した（9 月、2 月）。コロナ禍に対応し、オンラインでも開催したことで、参加人数が増加した。（図表 39）

さらに、出前講座の講師としてのスキルアップを図るため、実践的に学ぶ研修会等（5 回）

を開催し、教材、コンテンツの共有化を一層進めた。

【図表 39】電子メディア・インストラクター養成講座受講人数及び新規認定者数の推移

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
電子メディア・インストラクター養成講座受講人数	41 人	18 人	18 人	24 人	37 人
電子メディア・インストラクター新規認定者数	36 人	18 人	17 人	23 人	37 人

3 SNS 教育の推進

(1) SNS 教育セミナーの開催

保護者、青少年の指導的立場にある教育関係者などを対象として、SNS 教育セミナーを 2 回（11 月は会場、1 月はオンライン）開催した。（図表 40）

【図表 40】SNS 教育セミナー参加人数の推移

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
SNS 教育セミナー参加人数	23 人	24 人	93 人

※平成 30 年度、平成 31 年度（令和元年度）は 1 回開催

(2) 電子メディアの啓発動画コンテストの実施

市立小・中・高等学校等の児童生徒を対象として、電子メディアの啓発動画コンテストを実施した。（図表 41）

【図表 41】電子メディアの啓発動画コンテスト応募作品数

区 分	令和 2 年度
応募作品数	32 作品

第 4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 10 オフ運動の推進

(1) 評価

強化週間後のアンケート調査では、強化週間中に「夜 9 時以降は送信しない」、「遅くとも 10 時には使用をやめる」について、どちらか一方でも 4 日以上達成できた児童生徒の割合は、小学生で 92.5%、中学生で 65.8%であり、多くの児童生徒が、「10 オフ運動強化週間」について意識した生活を送っていることがわかる。特に小学生については、「全ての日で両方達成できた」児童の割合が、5 割以上に達している。

中学生の平均の睡眠時間について、8 時間以上とった生徒の数が普段に比べて 13.5 ポイント増加となっており、10 オフ運動により睡眠時間の確保を意識づけることができた。また、前年度と比べても、4 ポイント増加となっている。（図表 42）

【図表 42】 10 オフ運動強化週間のアンケート集計結果

区 分		平成 31 年度 (令和元年度)		令和 2 年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
「夜 9 時以降は送信しない。」 「遅くとも 10 時までには使用をやめる。」	全ての日で両方達成	56.1%	28.3%	52.1%	27.2%
	全ての日でどちらか達成	17.8%	15.4%	16.6%	12.8%
	4 日以上両方達成	11.1%	13.7%	10.9%	9.7%
	どちらか一方だけ 4 日以上達成	10.2%	14.3%	12.9%	16.1%
	計	95.2%	71.7%	92.5%	65.8%
「家庭で決めたルールを守れた」	4 日以上達成	78.0%	58.0%	76.0%	56.8%
ルールの有無	家庭でルールを決めていない	18.6%	33.5%	15.2%	34.5%
強化週間中の睡眠時間	一日平均 8 時間以上睡眠をとった生徒		48.1%		52.1%
			(普段) 35.8%		(普段) 38.6%

(2) 課題

「夜 9 時以降は送信しない。」「遅くとも 10 時までには使用をやめる。」また、「家庭で決めたルールを守れた」等について、前年度と比べ、達成率が減少している。新型コロナウイルス感染症の拡大により、自宅で過ごす時間が増えたことが影響しているものと考えられる。

(3) 対応方針

引き続き年 2 回の強化週間を設け、全市立小・中学校一斉に取り組を行う。その際、児童生徒や保護者に対し、10 オフ運動が基本的な生活習慣の確立等の観点からも重要であることについて一層の理解を促す。また、新たに、児童会・生徒会の協力を得るなどしながら、電子メディアと正しく付き合うための「困りごと」を他の児童生徒と共有し、改善策を考え、実行を呼び掛けるなど、自分ごととして捉えさせる取組を推進する。

2 電子メディアに関する講習会等の開催及び電子メディア・インストラクターの養成

(1) 電子メディアに関する講習会等の開催

ア 評価

広島市電子メディア協議会等と連携して行う出前講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加人数は減少したが、参加した保護者や児童生徒が電子メディアを適正に利用しようとする契機となった。

イ 課題

インターネットの世界は日々変化していることから、新たな脅威に遭遇することが考えられ、こうした脅威についてより多くの保護者や児童生徒に啓発するため、出前講座の開催をより一層呼び掛ける必要がある。

ウ 対応方針

広島市電子メディア協議会、学校、広島市 PTA 協議会、広島市青少年健全育成協議会等との連携の下、学校や PTA 研修会等で出前講座がより多く開催できるように、ホームページやチラシを改善するなどしながら、積極的な働きかけを行う。

(2) 電子メディア・インストラクターの養成

ア 評価

講習会の講師としてのスキルアップを図るための研修会において、出前講座実演等の実践的なメニューを取り入れたこと、研修会をオンラインで開催したことにより、活動できる講師が少しずつ増加している。

イ 課題

インストラクター認定者のうち、実際に出前講座の講師や補助者として活動できる者が不足していることから、これを増加させる必要がある。

ウ 対応方針

講師として活躍できる人材を育成するため、電子メディア協議会と連携し、プレゼンテーション能力の向上研修や実際の出前講座での OJT 研修などを実施する。

また、引き続き、講座で利用できる教材、コンテンツの共有化を進める。

3 SNS 教育の推進

(1) SNS 教育セミナーの開催

ア 評価

保護者、青少年の指導的立場にある教育関係者などを対象として SNS 教育セミナーを開催したところ、通信事業者や専門家などの講師招へい、積極的な広報及びオンライン開催により、参加人数が大幅に増加した。

イ 課題

より多くの保護者、青少年の指導的立場にある教育関係者が、SNS の正しい使い方等について指導することができるように参加人数を更に増やす必要がある。

ウ 対応方針

総務省と共催するなど関係機関と連携し、さらに参加人数を増やすとともに、内容を充実する。

(2) 電子メディア啓発動画コンテストの実施

ア 評価

電子メディアとの付き合い方や SNS での適切なコミュニケーションの取り方について児童生徒に主体的に考えさせることができた。電子メディアと上手に付き合い、情報を正しく活用するなどの情報リテラシー（活用能力）を習得させる有意義な取組となった。

イ 課題

初めての取組であり、募集期間が 70 日と短かったため、応募が少なかった。

ウ 対応方針

児童生徒が電子メディアとの付き合い方（情報モラルやマナー、利用の仕方）を主体的に考え、取り組むことができるように、募集期間を長くするなど工夫し、電子メディア啓発動画コンテストを引き続き実施する。

第1 事務の目的・概要

広島市教育委員会（以下、この項目において「市教委」という。）と広島県警察（以下、この項目において「県警察」という。）が、緊密な連携により、非行防止対策の総合的かつ効果的な施策を推進するため、平成27年度に北庁舎別館内に設置した、市教委職員と県警察職員（警察官・少年育成官）が常駐する「少年サポートセンターひろしま」を核として、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援等に取り組む。

第2 課題等への対応方針

「少年サポートセンターひろしま」を中心に、引き続き県警察との連携による、少年相談や居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）、街頭補導活動による少年の非行防止や自立支援に取り組む。

また、ネットパトロール等により、引き続き、暴走族や少年非行に関する情報の収集に努めるとともに関係機関と連携して対応する。

第3 令和2年度における管理・執行状況

1 市教委・県警察連携事業

(1) 「少年サポートセンターひろしま」による少年相談・立ち直り支援

電話や面接等により受け付けた相談事案について、事件性や非行の程度に応じ、市教委と県警察が連携して対応し、非行からの立ち直りに向けた支援を行った。（図表43）

【図表43】少年相談受理件数の推移

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
件数	247件	199件	188件	174件	156件

(2) 居場所づくり（「少年サポートルーム」事業）

学力補充を行うとともに、学習への意欲の向上を図るため、少年補導補助員や大学生ボランティアの協力を得ながら個別の学習支援を行った。

また、コミュニケーション能力を向上させ、ルールを守る社会の一員としての成長を促すため、自己肯定感を高めることを目的とし、フラワーアレンジメント教室や石ころアート教室等の体験活動のほか、グループワークを実施した。（図表44）

【図表44】「少年サポートルーム」の開催状況の推移

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度
開催回数	54回	44回	45回	41回	24回
延べ参加 少年人数	368人	420人	387人	262人	44人

(3) 学校支援（生徒指導上の課題を抱える学校への支援）

県警察スクールサポーターとして指定された自立支援主任相談員等を中学校に派遣し、

少年の非行防止や学校支援に取り組んだ。(図表 45)

【図表 45】 自立支援主任相談員等の派遣状況の推移

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
中学校	学校数	2 校	2 校	3 校	4 校	3 校
	回数	222 回	276 回	349 回	326 回	420 回
小学校	学校数	1 校	2 校	0 校	0 校	0 校
	回数	21 回	52 回	0 回	0 回	0 回
計	学校数	3 校	4 校	3 校	4 校	3 校
	回数	243 回	328 回	349 回	326 回	420 回

(4) 街頭補導活動

市教委職員と広島校外教育連盟職員による合同街頭補導活動、青少年指導員による街頭補導活動により、問題行為少年の早期発見及び早期指導を行い、少年の非行防止に取り組んだ。

活動時期：市教委職員と広島校外教育連盟職員との合同街頭補導活動（10 月）

青少年指導員の地域での街頭補導（通年）

(5) 要保護少年※対策

例年「要保護児童対策地域協議会代表者会議」に出席し、要保護少年の対策に関わる関係機関との連携を図っているが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催となった。

※ 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年（非行少年に該当する場合を除く。）をいう。

2 市教委単独事業

(1) ネットパトロールの実施

職員によるパトロールと併せて専門業者によるパトロールを実施した。問題発見数の約 9 割を占めている、自身の名前等を SNS 上に公開する個人情報の流布に関しては、学校等へ情報提供を行うほか、暴走行為など犯罪性のある情報については、県警察に通報する等、迅速かつ適切に対応した。(図表 46)

【図表 46】 ネットパトロールによる問題発見数の推移

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度
小学校	0 件	0 件	2 件	11 件	17 件
中学校	1,468 件	1,135 件	753 件	502 件	330 件
中等教育学校	0 件	0 件	0 件	0 件	1 件
高等学校	331 件	289 件	484 件	291 件	86 件
その他	3 件	0 件	1 件	1 件	2 件
計	1,802 件	1,424 件	1,240 件	805 件	436 件

(2) 少年非行対策セミナー

少年の非行問題等に関心のある市民を対象に非行からの立ち直り支援や、居場所づくりの

重要性についてのセミナーを計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針

1 評価

令和2年の広島市域における非行少年の検挙・補導人数は369人で対前年比62人(14.4%)減少しており、平成28年からの過去5年間で最小の数値となっている。また、14歳未満の触法少年の補導人数についても109人で、対前年比46人(29.7%)減少しており、「少年サポートセンターひろしま」の運営が検挙・補導人数等の低下の一端を担っているものと考えられる。

また、ネットパトロールにより、顕在化しにくいネット上の問題(個人情報の流布、生徒間トラブル)等を早期に発見することで、速やかに関係課や学校と連携して解決することができている。さらに、情報モラル啓発資料を学校に送付するなどにより、児童生徒の情報安全に対する意識が向上していることが、問題発見数の減少につながっていると考えられる。

2 課題

広島市域において検挙・補導した非行少年のうち、中学生以下が占める割合は43.9%であり、引き続き立ち直り支援活動等による非行を生まない社会作りを推進する必要がある。

また、ネットパトロールによる問題発見数は減少傾向にあるものの、小・中学生の携帯電話やスマートフォンの所持率が上がっている中で、ネット上の問題等の早期発見に引き続き努める必要がある。

広島市域の暴走族は平成11年の27グループ272人をピークに激減しており、平成27年6月以降暴走族の把握はない(県警察資料による)。

しかしながら、SNS等により参集し、自然発生的に小集団のグループを結成してゲリラ的な集団暴走行為を敢行していることから、暴走族の再結成や新規結成が懸念される状況である。

3 対応方針

引き続き県警察との連携による、少年相談や居場所づくり(「少年サポートルーム」事業)、街頭補導活動等により、少年の非行防止・自立支援に取り組むほか、ネットパトロール等により、ネット上の問題等を早期発見し、被害を未然に防ぐとともに、暴走族関係情報の収集に努める。

Ⅲ 学識経験者の意見

1 概要

令和3年8月13日（金）、次の教育に関し学識経験を有する者から、点検・評価の方法や内容等について意見を聴取した。

（学識経験者）

- ・ 滝沢 潤 広島大学大学院 人間社会科学研究科 准教授

2 聴取した意見

聴取した意見については各項目に反映させたもののほか、次のものがあつた。

（1）総括的な意見

- ・ 政令指定都市が有する広範な教育行政権限に基づき、全体として総合的・体系的、効果的な教育行政の実施に努めていると評価できる。
- ・ 研修等においてオンデマンドやオンラインの活用が行われている。今後は、ICT 教育環境を十分活用した教育学習活動、人財育成等の更なる充実が望まれる。
- ・ 「評価」の客観的な根拠（エビデンス）に関しては、集計機能の活用により効率的な事業評価が可能となり、学校、保護者、市民とのコミュニケーションの活性化にも資することから、ウェブアンケートの積極的な活用が望まれる。
- ・ 各事業の「第4 管理・執行状況に関する評価、課題及び対応方針」の対応方針において、事業の改善を図ることができた取組、方法については、他の事業の改善に生かせるよう、教育委員会内で共有を図り、ノウハウを蓄積し、人材育成（専門性向上）につなげていくことが望まれる。
- ・ 学識経験者からの指摘を踏まえた記述内容の改善が随所に見られる。

（2）重点取組項目等に関する意見

- ・ 「幼児教育の推進」において、全市立幼稚園が「幼保小連携」「子育て支援」「特別支援教育」「3 歳児保育」いずれかの実践研究を行い、その成果を市内の幼児教育・保育施設及び、小学校に普及していることは、教育行政（公教育）の果たすべき役割として高く評価できる。
- ・ 「平和教育の推進」において、新型コロナウイルス感染症の影響により制約がある中、78 園・校において、被爆体験者や伝承者の話を聴く機会が設けられ、コロナ禍が人々との「隔たり」をもたらす中であつて、被爆体験者との「つながり」を保ったことは、高く評価できる。
- ・ 「帰国・外国人児童生徒に係る教育の支援」において、日本語指導の充実に努めていることは高く評価できる。
- ・ 「いじめ・不登校等対策の推進」の「いじめの防止等に向けた体制強化」の評価（45 頁）において、「高等学校への情報引継ぎも含めて、切れ目のない支援を実現するため、全市で「統一様式」による情報引継ぎを実施」できたこと、また、「教育委員会として、幼保小連携による引継ぎ様式を作成し、小学校が各幼稚園・保育園等に対して聞き取りを行う取組を

開始」できたことは、総合的継続的な教育行政支援が可能な政令指定都市・広島市の特徴を生かしたものとして評価できる。

- ・ 「いじめ・不登校等対策の推進」の不登校児童生徒への支援に関して、不登校児童生徒の多くが、家庭などで十分な学習指導、生活指導等を受けられていない可能性があることから、ICTの教育学習環境の整備充実を図り、積極的にオンライン（インターネット）を活用した学習機会の確保、充実が望まれる中、「児童生徒への支援・居場所づくり（不登校児童生徒対策）」の対応方針（46 頁）において「どこにもつながっていない不登校児童生徒への支援の充実を図るため、ICTを活用した支援の在り方を検討するとともに、各学校において、「ふれあい教室」の活用を積極的に促す。」とされていることには、大きな期待ができる。
- ・ 「子どもの安全対策の推進」において、「見守り・巡回活動」は、事件の教訓を生かし、再発を防ぐための市民協働活動として、特筆すべき規模と継続性を有した事業として高く評価できる。
- ・ 「学校における働き方改革の推進」は、明確な指標の設定と各種アンケート調査の結果に基づく事業評価が行われている。また、成果が出ている取組だけでなく、課題についても明示するとともに、その分析（部活動の負担や教頭等の長時間勤務）も行われており、今後の改善が期待できるものとなっている。
- ・ 「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりの推進」において、「10 オフ運動の推進」の評価については、強化週間後のアンケート調査の分析に基づく評価が行われており、効果的な事業改善、実施が期待できるものとなっている。
- ・ 「暴走族・非行防止対策の総合的な推進」において、「少年サポートセンターひろしま」については、活動状況、検挙・補導人数等の低下の実績から、説得力があるものとなっており、さらなる活動の充実が期待される。

(参考) 1 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会議の開催状況

広島市教育委員会の会議（教育委員会議）は、毎月1回の定例会のほか、必要がある場合には臨時会を開催し、教育委員会の決裁を要する案件（議案）について審議を行うとともに、重要事項について事務局から報告等を受けている。

令和2年度の教育委員会議の開催状況は、次のとおりである。（図表47）

【図表47】教育委員会議の開催状況

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
1	令和2年 4月15日	人 4	人 4	1 市立学校の臨時休業に関する対応について（報告） 2 「10 オフ運動」の平成31年度取組結果及び令和2年度取組概要について（報告） 3 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会事務決裁規則の一部改正について（議案第16号） (2) 広島市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正について（議案第17号） 4 学校運営協議会の設置について（議案第18号）
2	5月29日	5	1	1 市立学校の臨時休業等に関する対応について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 市長等の給与の特例に関する条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第6号） (2) 令和2年度5月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第7号） 3 令和3年度使用広島市立義務教育諸学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第19号） 4 令和3年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）・特別支援学校（高等部）及び広島みらい創生高等学校用教科用図書採択の基本方針について（議案第20号） 5 広島市教科用図書採択審議会への諮問について（議案第21号） 6 広島市教科用図書採択審議会委員の委嘱及び任命について（議案第22号） 7 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和2年度6月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第8号） 8 教職員の人事について（議案第23号）
3	6月2日	5	6	1 市立学校におけるICTの活用について（報告） 2 広島市西区民文化センター及び広島市立西区

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				図書館の命名権取得者及び呼称の決定について（報告） 3 令和 3 年度広島市立高等学校及び広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針について (1) 令和 3 年度広島市立高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く）入学者選抜の基本方針（議案第 24 号） (2) 令和 3 年度広島市立広島みらい創生高等学校入学者選抜の基本方針（議案第 25 号） (3) 令和 3 年度広島市立広島中等教育学校入学者選抜の基本方針（議案第 26 号） 4 令和 3 年度広島市立広島特別支援学校高等部入学者選考の基本方針について（議案第 27 号） 5 広島市いじめ防止対策推進審議会委員の任命について（議案第 28 号）
4	7 月 27 日	5	3	1 広島市立学校児童生徒数等（令和 2 年 5 月 1 日現在）について（報告） 2 令和 3 年度広島市立幼稚園の募集定員について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和 2 年度 6 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 9 号） (2) 令和 2 年度 7 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 10 号） (3) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 11 号） (4) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 12 号） 4 広島市教育振興基本計画の改定について（議案第 29 号） 5 教職員の人事について（代決報告第 13 号）
5	8 月 26 日	5	0	1 指定学校変更許可基準の改正について（報告） 2 令和 3 年度広島市立高等学校の入学定員について（報告） 3 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和 2 年度 9 月補正予算議案に対する意見の申出について（議案第 30 号） (2) 財産の取得議案に対する意見の申出について（議案第 31 号） (3) 財産の取得議案に対する意見の申出について（議案第 32 号）
6	8 月 28 日	3	23	1 令和 3 年度から使用する広島市立中学校用教科用図書の採択について（議案第 33 号）

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				2 令和 3 年度から使用する広島市立中等教育学校（前期課程）用教科用図書の採択について（議案第 34 号） 3 令和 3 年度から使用する広島市立広島特別支援学校及び広島市立小・中学校（特別支援学級）用教科用図書の採択について（議案第 35 号） 4 令和 3 年度使用広島市立高等学校・中等教育学校（後期課程）用教科用図書採択について（議案第 36 号） 5 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 14 号） (2) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 15 号）
7	9 月 3 日	5	0	1 広島市スポーツ推進審議会委員の任命案に対する意見について（議案第 37 号） 2 広島市立図書館協議会委員の任命又は委嘱について（議案第 38 号） 3 広島市公民館運営審議会委員の任命又は委嘱について（議案第 39 号） 4 事務局職員の人事について（議案第 40 号） 5 教職員の人事について（議案第 41 号）
8	10 月 23 日	4	10	1 令和 3 年広島市成人祭の開催について（報告） 2 訴訟について（報告）
9	11 月 16 日	5	5	1 「青少年からのメッセージ」の募集結果について（報告） 2 令和元年度における不登校・いじめ・暴力行為の状況について（報告） 3 広島市立大手町商業高等学校の廃止について（議案第 42 号） 4 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について (1) 令和 2 年度 12 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 16 号） 5 教職員の人事について（議案第 43 号）
10	12 月 22 日	5	1	1 「電子メディアの啓発動画コンテスト」の選考結果について（報告） 2 就学援助制度の見直しについて（報告） 3 教職員の人事について (1) 教職員の人事について（議案第 44 号） (2) 教職員の人事について（議案第 45 号）
11	令和 3 年 1 月 27 日	5	0	1 市立学校等における新型コロナウイルス感染症患者の発生及び対応の状況について（報告） 2 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				(1) 令和 2 年度 2 月補正予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 1 号） (2) 令和 3 年度当初予算議案に対する意見の申出について（代決報告第 2 号） (3) 広島市立学校条例の一部改正議案に対する意見の申出について（代決報告第 3 号） (4) 契約の締結議案に対する意見の申出について（代決報告第 4 号） (5) 財産の取得議案に対する意見の申出について（代決報告第 5 号） (6) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更議案に対する意見の申出について（代決報告第 6 号） 3 広島市社会教育委員の委嘱について（議案第 1 号）
12	2 月 3 日	5	0	1 訴訟について（報告） 2 教職員の人事について（議案第 2 号）
13	3 月 4 日	4	1	1 広島市学校施設長寿命化計画の策定について（報告） 2 青少年交流事業の開催結果について（報告） 3 教職員の人事について（議案第 3 号） 4 事務局職員の人事について（議案第 4 号） 5 令和 2 年度広島市教育委員会事務点検・評価報告書について（議案第 5 号）
14	3 月 19 日	4	0	1 事務局職員等の人事について（議案第 6 号）
15	3 月 26 日	5	3	1 令和 3 年度広島市立学校教職員人事異動の概要について（報告） 2 令和 3 年度広島市教員研修計画について（報告） 3 広島市子供の読書活動推進のための取組（令和 3 年度以降）について（報告） 4 広島市教育委員会規則の一部改正について (1) 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について（議案第 7 号） (2) 広島市学校運営協議会の設置等に関する規則及び広島市立中等教育学校学則の一部改正について（議案第 8 号） (3) 広島市立高等学校学則の一部改正について（議案第 9 号） (4) 広島市立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正について（議案第 10 号） 5 学校運営協議会の設置について（議案第 11 号） 6 広島市指定重要文化財の指定について (1) 広島市指定重要文化財の指定について（議案第 12 号） (2) 広島市指定重要文化財の指定について（議案

回	開催日	出席委員数	傍聴者数	議 題
				第 12 号) 7 広島市指定重要文化財の指定の解除及び名称 の変更について（議案第 14 号） 8 広島市文化財審議会委員の委嘱について（議案 第 15 号）
開催回数 15 回		計（延べ） 69 人	計（延べ） 57 人	議案：45 件、代決報告：17 件、報告：22 件、 審議事項 合計 84 件

（注）「代決報告」…… 緊急やむを得ないものとして教育長が行った代決案件についての報告。

(2) その他の主な活動

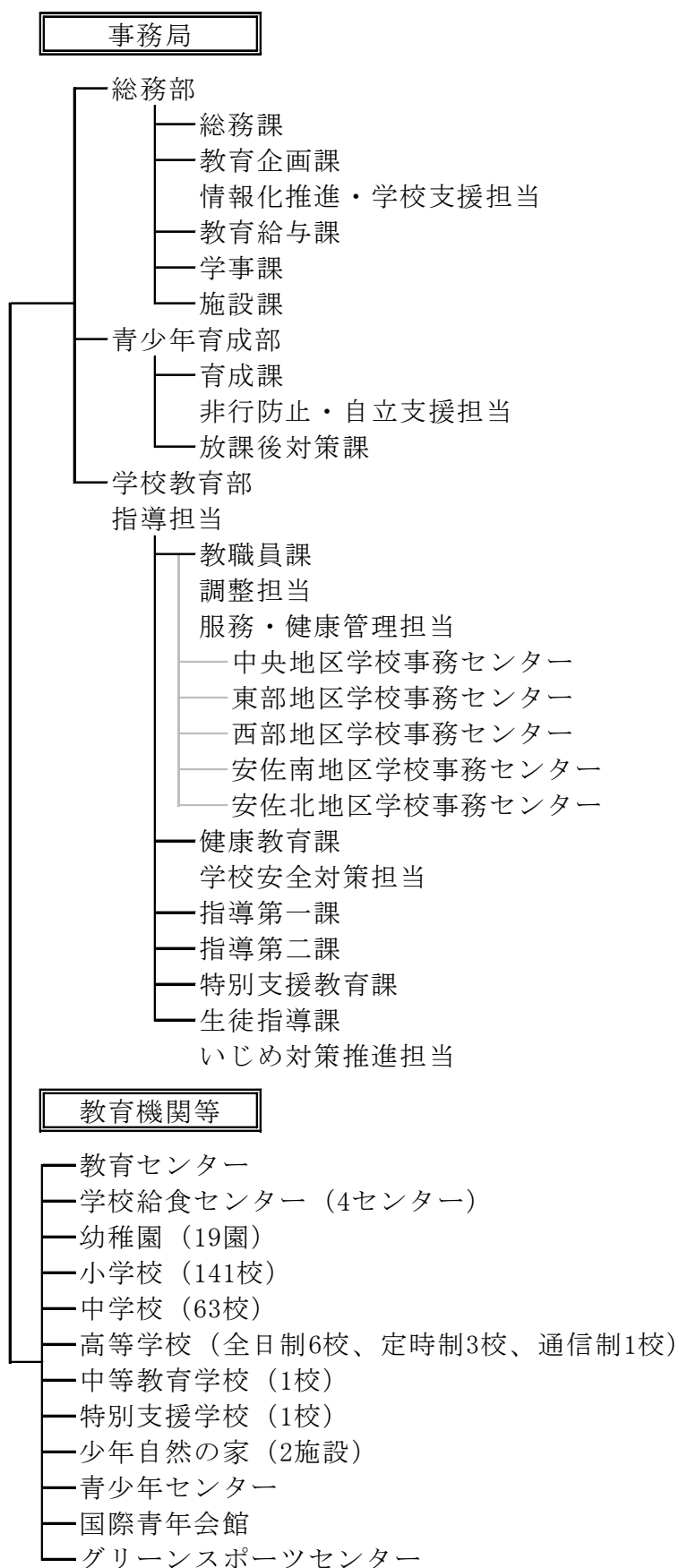
教育委員は、教育委員会議に出席するほか、適宜、各種会議への出席等も行っており、その主なものは、次のとおりである。（図表 48）

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、指定都市教育委員会協議会等の会議が中止となったほか、入園式・入学式等への出席は見合わせた。

【図表 48】教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）

時 期	区 分	概 要
令和 2 年 7 月	市議会文教委員会初会合への出席	市議会文教委員会初会合に出席した。（4 人）
	第 1 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、広島市教育大綱の改定について意見交換を行った。（5 人）
11 月	第 2 回広島市総合教育会議	市長と教育委員会が、広島市教育大綱の改定について意見交換を行った。（5 人）
令和 3 年 2 月	第 3 回広島市総合教育会議 （オンライン会議）	市長と教育委員会が、広島市教育大綱の改定について意見交換を行った。（5 人）
	古田公民館訪問	地域住民の学習活動に大きく貢献した優良公民館として、平成 30 年度に優良公民館表彰「最優秀館」（文部科学大臣表彰 全国で 1 館）を受賞した古田公民館を訪問し、受賞対象となった「このまちにくらしたいプロジェクト」事業をはじめ公民館の活動内容について説明を受けた。（2 人）

(参考) 2 教育委員会事務局・教育機関等組織図 (令和2年4月1日現在)



(参考) 3 広島市立学校の児童生徒数等

【図表 49】広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和 2 年 5 月 1 日現在）

校種		幼児児童生徒数	学校数
幼稚園		682 人	19 園
小学校		65,136 人	141 校
中学校		28,210 人	63 校
高等学校	全日制	5,169 人	6 校
	定時制	742 人	3 校
	通信制	762 人	1 校
	小計	6,673 人	10 校
中等教育学校		703 人	1 校
特別支援学校	小学部	160 人	1 校
	中学部	108 人	
	高等部	273 人	
	小計	541 人	
計		101,945 人	235 園・校

※ 高等学校の学校数は、広島みらい創生高等学校を定時制及び通信制に、広島工業高等学校を全日制及び定時制に、それぞれ計上している。

(参考) 4 図表一覧

ページ

【図表 1】放課後等の子どもの居場所の確保に係る実施状況の推移	4
【図表 2】認定者数及び影響額の試算	7
【図表 3】アドバイザー派遣回数の推移	9
【図表 4】令和 2 年度のアドバイザーの施設別派遣回数	9
【図表 5】令和 2 年度のアドバイザーによる支援内容	9
【図表 6】被爆体験を聴く会等の実施状況（「こどもたちの平和学習推進事業」利用延べ数）	17
【図表 7】こどもピースサミット「平和の歌声・意見発表会」作文応募者数及び参加者数	18
【図表 8】平和メッセージ応募校数及び応募点数（中学校及び広島中等教育学校）	18
【図表 9】特別支援学校のタブレット端末の配置台数の推移（台）	22
【図表 10】特別支援学級指導員の人数の推移（人）	22
【図表 11】小・中学校特別支援学級（通級含む）のタブレット端末の配置台数の推移（台）	22
【図表 12】学習サポーター・特別支援教育アシスタント活用人数の推移（人役）	23
【図表 13】医療的ケアの必要な児童生徒数の推移（人）	23
【図表 14】巡回相談指導の実施状況の推移	23
【図表 15】通級による指導を受けている児童生徒数の推移（人）	24
【図表 16】各学校の「ふるさと科」の取組内容	27
【図表 17】日本語指導協力者の訪問を受けた児童生徒数と訪問回数の推移	30
【図表 18】教育相談員の訪問を受けた学校数と訪問回数の推移	31
【図表 19】学校からの要望等により実施した施設の維持管理に係る改修工事等の実績の推移	33
【図表 20】学校施設の構造体の耐震化・トイレ洋式化の実績の推移	34
【図表 21】スクールカウンセラーの活動時間数の推移	42
【図表 22】スクールカウンセラーが支援を行った相談件数の推移	42
【図表 23】スクールソーシャルワーカー等の配置人数の推移	42
【図表 24】スクールソーシャルワーカーが支援を行ったケース数の推移	42
【図表 25】「ふれあい教室」の通室児童生徒数の推移	43
【図表 26】「ふれあいひろば」支援児童生徒数の推移	43
【図表 27】いじめの認知件数の推移	43
【図表 28】不登校児童生徒数の推移	44
【図表 29】暴力行為の発生件数の推移	44
【図表 30】まちぐるみ「教育の絆」プロジェクト実施校数の推移	47
【図表 31】子どもの安全対策の推進に係る取組状況の推移	50
【図表 32】プランに掲げる達成目標	53
【図表 33】プランの達成目標の実績の推移	54
【図表 34】令和 2 年度に実施した主な取組の評価	55
【図表 35】令和 2 年度に達成できなかった目標の校種別、職位別の実績	55
【図表 36】令和 2 年度にモデル校において実施した主な取組の評価	56
【図表 37】家庭でルールを作っている児童生徒の割合の推移	60
【図表 38】電子メディアに関する講習会の参加人数及び開催回数	60
【図表 39】電子メディア・インストラクター養成講座受講人数及び新規認定者数の推移	61
【図表 40】SNS 教育セミナー参加人数の推移	61
【図表 41】電子メディアの啓発動画コンテスト応募作品数	61
【図表 42】10 オフ運動強化週間のアンケート集計結果	62
【図表 43】少年相談受理件数の推移	64
【図表 44】「少年サポートルーム」の開催状況の推移	64
【図表 45】自立支援主任相談員等の派遣状況の推移	65
【図表 46】ネットパトロールによる問題発見数の推移	65
【図表 47】教育委員会議の開催状況	69
【図表 48】教育委員の主な活動状況（教育委員会議を除く。）	73
【図表 49】広島市立学校の幼児児童生徒数及び学校数（令和 2 年 5 月 1 日現在）	75

登 録 番 号	広 X 1 - 2 0 2 1 - 2 2 7
名 称	広島市教育委員会事務局点検・評価報告書
主 管 課 所 在 地	広島市教育委員会事務局総務部総務課 広島市中区国泰寺町一丁目 4 番 2 1 号 (〒730-8586) TEL : 5 0 4 - 2 4 6 3
発 行 年 月	令和 3 年 9 月